

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

COOLS	
H	P

予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 ( 5 ) ( 18.1 定 )			
日 時	平成 18 年 3 月 13 日 ( 月 )	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 5 時 1 1 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	前田委員長、北野副委員長、小林・大畠・横田・成田・佐々木(茂)・ 斎藤(博)・新谷・松本・高橋・秋山 各委員		
説明員	総務・財政・市民・福祉・環境各部長、総務部参事、 小樽病院事務局長、保健所長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: right;">書 記 記録担当</p>			

～ 会議の概要 ～

委員長

ただいまから、委員会を開きます。

本日の会議録署名員に、斎藤博行委員、秋山委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。

上野委員が小林委員に、森井委員が大畠委員に、吹田委員が松本委員に、菊地委員が新谷委員に、山口委員が斎藤博行委員に、斉藤陽一良委員が高橋委員に、佐藤委員が秋山委員に交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、厚生常任委員会所管事項に関する質疑に入ります。

なお、本日の質問順序は、平成会、民主党・市民連合、共産党、自民党、公明党の順といたします。

平成会。

-----  
大畠委員

福祉部にお尋ねいたします。資料を何点かいただいておりますので、それに基づいて質問させていただきます。

生活保護について

初めに、資料をいただいております生活保護基準についてでございますけれども、この生活保護については古くて新しい問題、これはもうずっといろいろな角度からずいぶん毎回のよう論議をされております。市民の間でも生活保護に対するいろいろな御意見もございまして。しかし、私は、福祉について、特に生活保護については、優しく、厳しくというのがモットーでございます。そのような観点から質問させていただきますけれども、まず、この資料の見方についてでございますが、生活保護基準表などがございまして。左側、生活扶助費 1 類・2 類、それから住宅、あるいはずっと項目がございましてけれども、これらについてはどのように見たらよろしいのか、まずこの表の見方についてちょっと御説明をお願いできませんか。

（福祉）保護課長

生活保護費は、全部で八つの扶助費がございまして。ここに左上から順番に基準が載っております。この基準表は全国 6 級地、1 級地から 3 級地までございまして、各 1 級地 - 1・2、2 級地 - 1・2、3 級地 - 1・2 と 6 地域になっておりますけれども、小樽は 2 級地 - 1 ということで、そのような基準になってございます。

見方でございましてけれども、今申しましたように、左上から生活扶助費 1 類と書いてございまして、これは、世帯の個人、個々の人なわけですが、食費や衣類、家具、それに消費するための基準でございまして。その 2 類が、世帯の共通経費ということで、光熱水費、それから家具類、それに充てる部分がここに 1 類と 2 類になってございまして。それで、生活扶助費はこの 1 類と 2 類で成り立っております。ここに書いていますように、年齢、1 類は年齢表に応じて基準額となっております。それから、2 類においては、世帯の人数によって基準が決まっておりますので、その該当する家の世帯人数、それから年齢等でここで合算をして生活扶助費というのがここで出てくるわけでございます。ずっと下に行きまして住宅費、これは 2 級地 - 1 の住宅費はこのような基準になってございまして、単身であれば 2 万 9,000 円以内の住宅費、その範囲内で住宅扶助費を支給しているということでございまして。その下に一時扶助とございまして。これは、当然生活保護開始時等で、例えば何も無い場合に、この一時扶助で支給する部分もございまして、出産準備被服もそうですし、紙おむつ等もそのケースの事情に合わせて、この一時扶助で支給しているものでございまして。あと教育扶助、これは小学校、中学校、義務教育を受けられている子供に支給されるもの。その下が出産、これは出産の場合の基準がここに書かれているということで、ずっとこのような葬祭扶助費、それから生業扶助費、期末一時金等もございまして。横の方に各種加算がございまして。これは、受給者が妊婦であるとか、それから高齢加算、70 歳以上の方に加算されます。さらにその下の母子加算もこのように細かく

分かれております。最後、そういう加算等がございまして、横の方に行きまして、基礎控除の欄がございまして。これは、働いて、稼働なさって収入を得た場合に、当然、収入はうちの方で認定せざるを得ないですけども、ただ、すべて働いたお金をそれを収入とみなすというのであれば働く意欲をなくするというのもございまして、国の方では、基礎控除といいまして、1 か月稼いだお金のうち幾らかは収入とは認めないで、そのまま自分の自由に使えるお金というようなことで、その基礎控除が決まっております、このように各収入金額によって区分がございまして、範囲表的にここに記載になっているということでございます。

大島委員

全国 6 級から 1 級までであるということで、小樽は 2 級ということでございますけれども、この級というのはどういう意味を持っているのですか。

（福祉）保護課長

これは、地域によりまして 1 級から 3 級まで分かれております。まず、この地域の特性等で、国の方で、この土地であれば 1 級地、この土地であれば 2 級地というような設定でございまして。

大島委員

それはわかるのですよ。何を基準にしてこう 1 から 6 まで分けているのか、何かやはり基準があると思うのです。例えば地価が安いとか、住宅費が安いとか、生活がしやすいとか、そういう地域によっては全国いろいろな区分もあると思うのですけれども、わからなければ、後ほど結構です。

それで、この表に基づいてお尋ねします。生活扶助費の基本は、左にあります 1 類と 2 類を足して、この額となっていると。そして、その次の列は、教育費とか出産、葬祭、こういうものについては必要なときに支払われるということで理解してよろしいのでしょうか。

（福祉）保護課長

そのとおりでございます。

大島委員

一番右の表についてお尋ねいたしますけれども、この控除額の 1 人目、2 人目でございます、収入区分、これについては、この 1 人目、2 人目というのは、その家庭に、例えば 1 人目であれば 1 人の収入を得る方で、2 人目であれば 2 人いるよということで理解してよろしいのでしょうか。

（福祉）保護課長

そのとおりでございます。1 人目、これは単純に、その世帯で 1 人しか稼働していなければ、この表で控除をいたしますし、この 2 人目というのは、2 人目以降ということでとらえていただきたいのですけれども、例えばその家族で何人が働いている人がいれば、1 人目ではこの控除額、2 人目以降ではこの基礎控除額を使うということでございます。

大島委員

収入を得るといことになれば、例えば母子家庭であれば母親が働いている。そしてまた、少し年齢層が大きくなれば子供が働いている、そういう家族構成があると思います。例えばこの表でいきますと、何例か例を出していただきたいのですけれども、母子家庭で、まだ子供が修学中だということであれば、当然収入はございませんから、その子供が小学生 1 人、中学生 1 人で、その世帯のこの年齢でいきますと、例えば 20 歳から 40 歳の場合はどのくらいの生活保護費が支給されるのですか。また、小学生 1 人の場合、どのような状況になるのか、お聞かせください。

（福祉）保護課長

今、そういうふうにならなくても、すぐ委員のおっしゃったとおりの数字が出てきませんので、具体例でちょっと説明させていただきます。母子家庭 3 人で 33 歳の女性、そして 4 歳の子供と、9 歳の小学校 3 年生の場合、一応 21 万 6,540 円、これは生活扶助費の部分で説明してもらった 1 類、2 類、それから母子加算がございまして、それを入

れて、さらに住宅扶助費、これは今の具体例は 3 人家族でございますので、3 万7,000円以内の家賃料ということで、3 万7,000円、それから小学校の子供の教育扶助、先ほどの基準表に載っておりますので6,060円、これらを足しますと、今答弁させていただきました21万6,540円という金額になります。

大島委員

4 歳と 9 歳、そして母親が33歳、そして21万6,540円。これは、今なかなか、率直な意見を言わせていただければ、生活保護費というのは結構な額になるのだなと。

なぜこういうことを聞くかといいますと、実は、生活保護の相談というのは、かなり私のところにも相談がございまして、また、相談窓口の方に相談に行っております。高齢でも働きたい方、ところが、若くて子供は小さいのだけれども、保育所に預けて勤めようと思えばいくらでも勤められる、特に若い母親の保護費、生活保護に対する考え方というのは、働いたら損だという話をしている方が多い。なぜかといいますと、働いた分は引かれるのだと、そういう考えの方が多いです。そんなことで、この表を参考にしますと、働いたって全部ではないのだよと。例えば6万円、この表を参考にちょっと出してみました。例えば2万円収入があった場合には、約52パーセントぐらいの扶助がある、それはプラスになるのですね。そういうことで、例えばこれを例にしてみますと、6万円の収入がある方が1万7,290円ですか、これが控除されますから、これもまたプラスになるのですよ。働いても全部引かれるのだという考え方が多いということは、今も申しましたように、そうではないのだということを、これを受給者に、特に就業可能な方には勤めていただきたい。そして、本当に働きたくても働けない、そういう方については、手厚い扶助をお願いしたいと、これが、私はいつも相談を受けるときに思うことでございます。当然、そのことについてはもう実施をしていることと思います。しかし、地域の担当者がおりますから、そういう方々にも、ぜひ働ける、就業できる方については、啓もう活動をさらにさらに続けていただきたいと、そのようにお願いをする次第でございます。そのことによって、また、この厳しい小樽の、あるいは国、北海道の財政が幾らかでも助かるわけですから、この運動だけはぜひ続けていただきたい。担当者については、非常に御苦労が多いと思います。特に生活保護地域担当者については、その御苦労も十分承知をしておりますが、改めてその啓もう活動を続けてほしいとお願いするわけですが、いかがですか。

（福祉）保護課長

今、委員のおっしゃるとおり、うちの方も生活保護のしおりというものをつくってございまして、本を介し、それから訪問時、その中には、今、委員がおっしゃった就労に関して基礎控除もあるという部分での説明もございしますので、そういうのを渡しながら、就労に努めてもらう。稼働能力があれば就職活動、うちの方に就業相談員、嘱託でおりますので、そういう就業相談員の面談、それから、本人みずからハローワーク等に行ってお仕事をする者もございすけれども、基本的にそういうことで、そのしおりをもって周知を図っております。ただ、今後、今、委員がおっしゃったこと当然よく私も理解できますので、さらにその周知については徹底してやっていこうという考えでございます。

大島委員

よろしく願いいたします。

また、年度別に、平成15年度、16年度、17年度と生活保護の支給世帯数と人数を出していただきました。15年度は、この表でいきますと3,170世帯、人数にしますと4,719人、16年度3,212世帯、4,797名、17年度はまだ2月末でございますけれども3,314世帯、人数にして4,888人。17年度は若干ですけれども増えております。これは、やはり経済状況が反映されているのかなと、小樽の状況が反映されているのかなと思っております。また、支給額についてでも、15年度は81億5,437万1,737円、同じく81億円です。そしてまた、17年度は、世帯数が増えると同じように、2月末では約5,000万円、前年度よりも増えている状況でございます。そのようなことを踏まえても、就業の勧めというのは非常に大切ではないのかなと、そのように思っております。

それでは、相談件数は、16年度734件、17年度2月末で715件、このうち受理された世帯というのはどのようになっているのか、お聞かせください。

（福祉）保護課長

平成16年734の相談件数に対しまして、申請された方が387人でございます。それから、17年度、715人に対しまして458人が申請をしてございます。

大島委員

特に、お年寄りの生活保護の相談を受けるときに、実は貯金があるのです、その貯金というのは葬儀代だということで、これは子供たちにも迷惑をかけたくないとの理由で、非常に大事に大事に貯金をされている方がおりました、そういう方が何件か、本当にお年寄りに多いのですけれども、その気持ちもわかるのです。それを使って生活費に充て、それがなくなった段階で相談しましょうという話をすることがあるのですけれども、やはり相談件数の中にもそういう件数が、結構な数字があるのではないのかなと推測するわけですが、特に高齢者について、その点についてはどうなのでしょう。

（福祉）相談室長

ただいまの高齢者の方の御相談の中で、預貯金等を葬祭費等にためているのだという御相談、具体的にお話がありました。そういったような類の御相談というのは、確かに私どもの相談室でもないわけではございません。ただ、生活保護の申請に当たっては、最低生活費の保障ということでお話を申し上げ、当面、生活保護法でいうところのいわゆる資産の活用又は資力の活用ということで、できるだけ預貯金等含めて資力をお持ちの方につきましては、その資力を最低生活の基準に合わせて、もしそれをオーバーするようなことがあったら、当面それを計画的に消費をしていただきたいといったことでお話をしながら、生活保護の申請についてお教えをしているといったような状況でございます。

大島委員

これからも生活保護については、厳しく優しくという姿勢で臨んでいただきたいと、そのように要望いたします。

障害者自立支援法について

次に、障害者自立支援法に関して、何点かお尋ねいたします。

代表質問の2日目に、共産党の古沢議員の代表質問がございました。私も質問を聞き、また、答弁を聞いておりました、質問と共通する部分がずいぶんございます。そのような観点から、何点か質問させていただきますけれども、去る3月9日、私のところに重度身体障害者、難病の方でございますが、御主人も定年退職されまして、今、新しい支援法が問題になっていると、私も書類を9日の日に提出をしまして。しかし、今この新しい法律が適用されると、私たちは本当に生活が大変になる、そういうことで、何とか減免の措置の方法がないだろうかと、そういう相談を受けております。この方の家庭の事情を私もよく承知しておりますので、そのとおりだと、そう思いながら、古沢議員に対する市長の答弁をお聞きしておりました。

これは、やはり市独自の救済といえますか、その支援策をぜひ考えていただきたいと、そして、本当に弱い立場の方々少しでも現状を維持できるような方法をとっていただきたいと、そのように私も心から思っている次第でございます。総括の日も市長の御答弁がございました。私も全く同感でございますので、これは福祉部としてもさらに今後検討して、このような方々の少しでも負担の軽減になることを願っている1人でございますけれども、部長、御答弁をお願いします。

福祉部長

総括の日にも市長の方から答弁しているわけですが、この制度、大変に大幅な改正ということで、軽減措置を含むいろいろな形で、今、国も方策を練っております。ただ、今おっしゃるような問題、まずはスタートして、その段階で市長の話のように、できるできないを含めてスタートした段階で、いろいろな状況を調べながら検討

していくというふうに考えてございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

大島委員

部長、できるできないの検討ではなくて、しようということを前提に検討していただきたいと、そのように要望いたします。

障害者自立支援法の施行に伴う通知について

次に、やはりその福祉部なのですが、北海道の方から、これ北海道の書類の名前なのだろうと思いますけれども、「しょうふく」というこの名称は障害者の障に、福祉の福でございます。障福第1821号という文書が、平成18年3月7日、これは各支庁に送付されたと聞いております。そして、小樽は当然後志支庁ですから、後志支庁から小樽市の担当部署の方にこの番号の書類が送付をされているのかどうか、この点についてお尋ねしたいと思います。

（福祉）地域福祉課長

今のお尋ねの件でございますけれども、御照会がございましたので調べさせていただきました。今の通知文書は、北海道の本庁から各支庁あての文書だと思います。それで、同一の内容で、後志支庁から各市町村あてに今日実はメールで送られてまいりまして、私どもも入手したところでございます。

大島委員

今日ですか。

（福祉）地域福祉課長

はい。

大島委員

これはちょっと私、納得できませんね。メールですか。

（福祉）地域福祉課長

メールです。

大島委員

内容をお聞かせください。

（福祉）地域福祉課長

番号、後保社第4331号、日付が平成18年3月10日付け、北海道後志保健福祉事務所長から各市町村長あて。表題が障害者自立支援法の施行に伴い、事業者が行う各種の手續等についてというような文書です。

大島委員

ここに、私の手元に、北海道から各支庁に送られたコピーがございます。これ、もう4月1日からやろうとしていることですよ。なぜ今日なのですか。先ほどの話とちょっと前後しますけれども、部屋でのやりとりは私は言いたくはございません。今日来たというのも、これもまた先ほどの話と突き合わせると私は絶対納得がいかないのですよ、これは。本物は、見ていないのではないですか。ここにこういうふうには書いています。これは支庁に送られた文書ですよ。障害者自立支援法の施行に伴い業者が行う各種手續等について（依頼）、平成18年4月1日より施行となる障害者自立支援法に関し、障害者福祉サービス事業者等が今後行う手續や営業する内容について別紙のとおりまとめましたので、次により各事業者及び各貴管内市町村に周知していただきますようお願いをします。このように表題があるのですよ。そうしますと、これを施行するのは、4月1日よりですよ。文書でなくて、メールというのは、日ごろメールのやりとりというのはあるのですか。そのメールをもしコピーしているのであれば、それを資料として請求します。今、人数の問題、例えば今取りまとめております職員の問題、これも指摘をされているのではないですか、間に合うのかと。そういう中で、私は、今日来たというものについては非常に、一体何やっているのだろう、本当に間に合うのかと。実施期間が10月とはいえども、それを待っている各施設がたくさんあるわ

けでしょう。今日も関係者が、傍聴に来ておりますよ。今日、メールが後志支庁から来たという話を聞いたときに関係者はどう思いますか。それだけでなくこの福祉については二転三転して大変迷惑をしている方がたくさんおります。これが実態ですよ。では、その内容についてちょっとお聞かせください。

福祉部長

実は、私どもが大変苦慮しているのは、国が、決まってからその各市町村、当然都道府県を通じて来るのが大変遅いといひましようか、大変窮屈な中で私どもも作業を進めている実態がございます。

それで、たぶん今おっしゃっておられるのは、今まで知事権限で指定している事務処理です。これについては知事がこの 4 月からみなしで指定するわけですが、先週各事業所に通知を出しましたという話が私ども担当者の方に、先週末だと思いますが、通知が来て、文書は今日ファクスで入ったという状況でございます。

もう一つは、知事権限の部分と私ども市町村の基準該当施設というのが市内に 3 か所ございますが、この部分は支庁が権限で指定をするという形になっていきますので、その部分については、北海道も遅くなっただけでも今こういう形で、先週各事業所に通知を出しましたと、同じ作業をこの市の指定の施設もお願いしたいということで通知が今日ファクスでこういう中身ですよという形で入ったのだというふうに私ども聞いてございますので、そういう意味で、ひとつ小樽市ばかりでなくて、国から北海道、北海道から市がこういう形で、大変私ども窮屈な中で作業しているというところは御理解いただきたいと思ひます。

大畠委員

私は、あなた方からいただく資料、答弁については 100 パーセント信用はしておりません。私は、その裏づけを見なければ非常に信用するわけにはいけません。これは、今までの数々の事例がございます。いい答弁をしていても、実際とはずいぶん違うことが多々ございました。そういうことで、今のメールについても、先ほどの話とはちょっと違うのです。それは番号が違うのか、何が違うのか、私はわかりません。けれども、待っている当事者がいるということを忘れないでくださいよ。そして、その下にいますそれを受けなければいけないハンディを持った方々がいるということを十分に刻んで、速やかな行動をお願いしたい、そのように強く望みます。後ほどこの文書をお渡ししますので、今日お聞きしようと思ったことについてマーカーを引いておりますので、お答えください、後で結構でございますので。終わり次第、部屋に寄っていただければありがたいです。よろしくどうぞ。

小林委員

関連で、ちょっと 1 点。

生活保護受給者に対する職員の対応について

生活保護受給者の方々の厳しく優しくという平成会のやりとりの中で、非常に数字が、世帯数 3,314 世帯、これを保護課にいる職員が、俗に言うケースワーカーの方々が何名くらいその担当をされて、そして、以前にやりとりしたときに、雇用者の使用の問題を取り上げさせてもらいました。そのときの北海道からの監査で、その職員の生活保護受給者の皆さん方に対しての月 1 回とか、10 日に 1 回とか、三月に 1 回とかという規定があるのですけれども、その 3,314 世帯の中に職員の方々が何名、往訪・来訪の業務をされているのか、その点だけちょっとお答えいただきたいと思うのですけれども。

（福祉）保護課長

現在、ケースワーカー 38 名プラス相談室の主査がケースワーカー 1 人兼務していますので、39 名体制で、今、訪問業務に当たっております。

小林委員

1 点だけ。私たち議員をしていますと、やはり市民から、生活保護を受けている方々の生活の実態、例えば大きなテレビがあるとか、営業車を使用しているとか、そういうことが非常に市民からの話があります。けれども、そ

ういう生活実態というのは、やはり職員の皆さん方のその月 2 回とか、三月に 1 回とか、そういう往訪・来訪、やはりそういうのをきちんとされると、対象者にしても、やはり生活の自分らのこの責任というか、そういうこともありますので、そういうことを含めて、これからの職員の皆さん方のやはり厳しく優しく、その言葉を守っていただいて対応していただきたいと、これだけ要望としてお話しさせていただきます。

委員長

平成会の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

民主党・市民連合。

-----  
斎藤（博）委員

3 点ほどお聞きしたいと思います。

障害児の放課後児童クラブの運営について

まず最初に、障害児の放課後児童クラブの運営についてお尋ねしたいと思います。

最初に、この放課後児童クラブが、当初、障害を持った子供を入れられない制度でスタートして、その後いろいろな議論の中で障害児の受入れを進めてきている、そういった工夫なり努力は大変評価できると思うわけでありませう。ただ、まだいろいろな問題を抱えながら運営しているのではないかと、そういうふうに思っているところでありませう。

最初に、平成 16 年度、17 年度の放課後児童クラブの障害児の利用状況についてお答えください。

（福祉）子育て支援課長

放課後児童クラブにおける障害児の受入れについてですけれども、現在、小学校の校舎内で受けている部分と、それから市民部所管の勤労女性センターとか、それから福祉部については塩谷児童センター、いなきた児童館で展開しているわけですが、障害児につきましては、福祉部で所管しております塩谷児童センターといなきた児童館でそれぞれ受け入れています。平成 16 年度、17 年度の利用についてでありますけれども、登録児童数ということですが、15 年度から 1 名、17 年度から 2 名ということで、現行 3 名になってございます。

なお、今 3 名ということで申し上げましたけれども、昨年の夏休みのときに、天神小学校の子供を 1 人夏休み期間だけということでお預かりしていましたので、その子供を含めれば 4 名ということになります。

斎藤（博）委員

小樽市放課後児童クラブ特殊学級在籍児童受入れ実施要綱というのがあります。この中で、現行のものですが、対象児童ということがあります。その中で、入会の条件みたいな部分で、身辺自立が可能であると認められる児童、それから集団で生活及び遊びが可能である児童というふうに記載されているわけなのですが、私は、ずいぶん前にこの要綱を見せてもらって、この部分についてそうかなというような思いもあったわけなのですが、その後、いろいろな方から話を聞くと、身辺自立が可能であり、集団での生活及び集団での遊びが可能であるという条件を付して障害児を受け入れる施設というのは一体どういうことなのかということで、大変厳しい指摘をいただいたわけでありませう。そういった議論の中で、今回小樽市の方では、この放課後児童クラブの受入れ実施要綱の見直しを検討している、そういうふうに聞いているわけですが、具体的にどういったことを今検討され、実施しようとしているのかということをお尋ねしたいと思います。

（福祉）子育て支援課長

障害児の受入れにつきましては、障害の程度に個人差がございませうので、なかなかその同じランクというような形で整理・調整をするということとは不可能でございませうけれども、いずれにいたしましても、身辺自立が可能であるというのは、これはそういったことにならう子供もいらっしゃいませうけれども、全体的には難しいのかなというふうに思ひませう。そうした中で、昨年の 4 月から障害児を受け入れるということで拡大したわけがございませうけれども、



ども、これは、子供一人一人を見た中で受け入れていくことになりましてけれども、できる限り受け入れていく方向で検討してございます。先ほど申し上げた教育部と、それから市民部、それから福祉部とで庁内で会議を立ち上げまして、これまでもる検討を進めてきたわけでございますけれども、このたび福祉部で、ちょうど 3 年生になる子供が 3 名登録しているということから、新 4 年生になってもぜひ継続して受け入れていただきたいという保護者の方からの御要望もありまして、ぜひそういったことで実現していきたいという中で、試行で 4 年生まで拡大していくというふうに考えております。要綱的には市長が適宜認めるという 1 項を入れさせていただきまして、それに準拠していきたいというふうに考えております。

斎藤（博）委員

改正の一つ目は、現行案の放課後児童クラブ全体が 3 部で所管している全体を通じて、クラブの入会条件は小学校 3 年生までだというようなことが基本にあります。当然といえますが、もちろん特殊学級の子供に関しても 3 年生までを対象にしていたのを、今回は特殊学級に在籍する子供については 4 年生の受入れを試行していきたい、そういうことでよろしいですか。

（福祉）子育て支援課長

そうです。

斎藤（博）委員

もう一つ、先ほどお話ししたのですけれども、特殊学級、これは所管は教育委員会ですから、答弁は要らないのですけれども、特殊学級にいらっしゃる子供のその持っている条件というのがずいぶん変わってきているという、これは時代的なものという形でいろいろなことがあります。そういった中で、その放課後児童クラブに来る条件に、身辺自立が可能であると認められた児童という項目があるわけですが、ここの取扱いについて見直すというような考えはございますか。

福祉部次長

現実的には、私どもの塩谷児童センターで重度の方も入れているということもあって、これは全部入れるということではないのですけれども、試行も含めて重度も入れるような改正にしたいということで 3 部で協議をしております。その中で、身辺自立ではなくても、通ってこられる方で、市長が特に認める場合は受入れはできるような体制にするということでございます。

斎藤（博）委員

これは、身辺自立が可能であると認められる児童という条件というか、項目というのですか、それを削除するということになりますか。

福祉部次長

削除するといえますか、それとは別に、ただしということでただし書きで、自立できなくても、親なり何かの手だてで通える子供ということになります。

斎藤（博）委員

今回、身辺自立が可能であるというふうにはなれないといえますか、状況的には難しくても、通所と言わずに何というのですか、要するに何らかの方法で介助なり何でもいいからとにかく来られる条件をクリアする場合は受け入れるというふうの方針を変えていきたい、そういう考え方でいいのですか。

福祉部次長

そういうものに該当する場合はこの限りでないということで、認めていく方向に改正をしたいということです。

斎藤（博）委員

過去の事例で、その障害を持った子供なり親の方から放課後児童クラブへの入所を希望しながら、この身辺自立が可能であるという部分がクリアできなくて断念した、そういったケースはございますか。

福祉部次長

大変申しわけないのですが、私どもとしては、福祉部所管のところと言えば、なかなか先ほど言った夏期だけ入った子供というのは、学校で入りたいという希望があったのだけれども入れないということで、福祉部の方で何とかということで、塩谷児童センターの受入れの条件を緩和して受入れをしたという経過がございます。

斎藤（博）委員

今回の要綱の見直しによって、私が不思議というか心配するのは、同じ小樽の子供で、同じ小樽の小学 1 年生、2 年生というところで、通っている学校が違うことによって、その障害児の放課後児童クラブの受入れ方が違っていたとしたら非常に問題だと、私は本当は思っています。当然いろいろな形でクリアしようとしたのでしょけれども、やはりある学校の子供は受け入れてもらえなくても、ある学校の子供の場合は受け入れてもらえなかったと。そのときの理屈として、当然やはり身辺自立が可能であると認められるという部分が強調されてくる、そういった中で非常に苦労されていたわけです。一方で、同じ子供でも考え方を変えると受け入れてもらえるという実態があるというのが、私ども今お話しいただいたようにあるわけです。すると、何か同じ小樽の子供でありながら、たまたま住んでいる地域、要するに小学校が違うなんていうのは住んでいるところが違うだけですから、子供なんか全然責任もなければ何もなければいいわけですが、その中で扱いが違っているという部分で非常に驚いたし、特に身辺自立が可能であるという条件を置かれたことの弊害という部分では大変な指摘を受けたところであります。今回、そういった議論、どういうふうに総括したかは別にして、見直しが行われて、4 年生の子供の受入れ、それから、身辺自立が必ずしも可能でなくても通所が可能であれば受け入れていく、そういうふう大きく変わった部分については大変いいことだと思っておりますし、大変苦労されているだろうなと思っております。

そういった要綱の見直しを進めることを前提に、この項最後にお聞きしたいのですけれども、当然これは今の答弁でもありますように、福祉部と市民部と教育部に所管が分かれているというのは、これは役所の事情でして、子供とか親にとっては直接責任がない話ですから、この 4 月以降は、この 4 年生であっても障害を持った子供の受入れはすべての施設で可能なだろうということと、身辺自立が可能でなくてもクラブにまで来られる子供については受け入れていく、この考えについては小樽市の方針として決められていくのだと、そういった部分について改めて確認させていただきたいと思えます。

福祉部次長

すべてで受け入れしてどうのこうのということではなくて、施設によってはいろいろな条件がございますので、とりあえず試行するということですので、4 月から全部それが可能になるかということになると、そういうことではないということになります。

斎藤（博）委員

所管が違うと怒られるからやめませけれども、要するに私が理解できないのは、通っている小学校の持っている条件によって、障害を持って放課後児童クラブが必要だとされている子供とか親に対する対応が小樽市内で違っているのではないのか、それは今後も予想されるのではないかという部分は、大変おかしいと私は思うわけでありまして、小樽市は障害児を放課後児童クラブで受け入れていますと一応こう広報とかに載っていると思うのです。これが実際詰めていくと、ちょっと前まではその身辺自立が可能でなければだめなのだよとかと言われて、集団の遊びができない子供はだめなのだよとかと言われると、知っている人から言わせると、身辺自立が可能で集団の遊びが可能なお子さんをどうして障害者と言えるのだというような指摘をいただいて、大変怒られた経験があるわけです。その逆恨みで言っているわけではないのですけれども、やはり今後、こういった形をつくるのであれば、小樽市内共通の課題として、共通の取扱いでもって進めていただきたいと思いますけれども、この部分についてどうですか。

福祉部長

おっしゃる意味はよくわかります。私どももそういう方向を目指していきたいと今考えているわけでございます。

そういう中で、とりあえずそれぞれ三つの所管に分かれていますけれども、施設の置かれている状況、設備、その他整備、その他もろもろの条件がやはり違う部分もございます。それから、障害を持っておられる子供の一人一人違う状況もございます。そういう中で、子どもはできる限り受け入れていく方向で試行をしながら、今進めてございますので、そういうことで、たぶん新年度は、子ども、既に一部は受入れを進めている部分もございますが、そういう方向を目指して、3部共通の土台でもって将来的な方向にするという考えは基本的に一致しておりますので、そういう方向でまた、とりあえず今4年生、それから5年生、6年生という形の方向を目指していきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

斎藤（博）委員

この話はここまでにします。

アスベスト問題について

次に、アスベスト被害の救済制度の問題についてお尋ねをしたいというふうに思います。

私も、体育館の問題とか、小樽市におけるアスベストの問題について、ちょうど1年ぐらい前からあだこうだとやってきました。それから、去年の夏以降、厚生労働省の基準が変わったことによって、ずいぶん大きく状況が変わっています。特にその中で、関西の方の企業の中では、従業員だけではなくて従業員の家族、それから工場がある周辺の地域の方からもアスベストが原因の中皮しゅなどが発生しているという情報を結構受けていますし、大変な状況に今なろうとしているわけでありまして。そういったことを受けて、国もやっとこの問題について制度をつくり出したと思っております。

最初に、もうすぐ施行されますこのアスベストの被害者救済制度の概要について、お話しいただきたいと思えます。

（保健所）保健総務課長

アスベストによる健康被害者への救済制度でございますけれども、石綿健康被害救済法が去る2月10日に公布されまして、本年3月27日に施行される予定となっております。この法による救済制度は、救済給付と特別遺族給付金の2種類の給付制度から成り立っております。まず、救済給付につきましては、石綿により中皮しゅや肺がんなどの指定疾病の認定を受けた健康被害者であって、石綿関連工場の従業員家族や周辺住民など、労災訴訟の対象とならない方々に支給されるもので、内容につきましては、医療費、療養手当並びに葬祭料等を支給するものでございます。また、法の施行前にこれらの指定疾病で死亡した方につきましては、遺族に対して特別遺族弔慰金及び葬祭料が支給されることとなります。これらの救済給付に係る対象者の認定並びに各給付の支給につきましては、独立行政法人環境再生保全機構が行うこととなります。また、対象者からの認定申請につきましては、本年3月20日から、同機構と全国7か所の環境省の地方環境事務所において受付を開始することとなりますが、今後、全国の保健所においても申請の受付を行うことができるよう準備が進められてございます。一方、特別遺族給付金の支給制度につきましては、石綿に起因する中皮しゅなどの指定疾病等により死亡した労働者の遺族が対象となりますが、そのうち、時効により労災保険法に基づく遺族補償給付の権利が消滅した方に対し、特別遺族給付金を支給しようとするものです。この給付金の申請につきましては、労働基準監督署で受け付けることとなっております。

斎藤（博）委員

大変丁寧に答えてもらって。要はこういった心配のある、小樽にいらっしゃるかどうかかわからないでやっていて申しわけない部分もあるのですけれども、今後は、自分がそうかなとか、自分の家族がそうかなと思うときというのは、当面、この独立行政法人の方に行くということになるのですか。それとも小樽市の方で、当然保健所が窓口になるのだと思うのですけれども、保健所の方に相談に行けばいいということなのでしょう。

（保健所）保健総務課長

このことの御相談、若しくは具体的な申請等につきましては、3月27日に法が施行されますけれども、その施行

日の 1 週間前、3 月 20 日からその受付なんかをしていただくことになりまして、当面は国、環境省地方環境事務所と先ほど申し上げた独立行政法人の環境再生保全機構の方で受付をすることとなります。ただ、この国の機関、それから機構につきましても、実際全国に 10 数か所しかございませんので、申請者の利便を考慮して、国の方では全国の保健所での、すぐにはできないのですけれども、それにつこうと業務委託契約を市町村なり、都道府県が認めまして、締結をした上で保健所でも受け付けると、相談もお受けするという形で進むこととなっております。

斎藤（博）委員

こういった新聞なんかでは取り上げられていますよね。3 月 27 日に法が施行され受付が始まる時に、独立行政法人で環境何とか保全機構が全国に 7 か所ありますというふうに言われても、なかなか電話かけてみるかという話にはならないわけでありまして、今後ということで今お話をいただいて、将来的には委託契約なんかを結んで、小樽市もそういった相談窓口なりそういったことになっていくという方向はわかるわけなのですけれども、やはりこういったことというのは、例えば施行したときに小樽市民は小樽市保健所で相談できるよというような形をつくっておくのが、相談する側から見ると非常に親切ではないかなと思うわけなのです。やはりその間でいきなり制度が始まったけれども、相談窓口はそれこそ国のフリーダイヤルかどこかでどこにいるかわからない人に相談してくださいというのは非常に不親切だと私は思っているところであります。そういう意味で、できるだけ早く小樽市の保健所なりがこのことを受け入れる態勢をとってもらいたいというふうに思います。

それで、この 3 月 27 日という施行日が来てしまうわけなのですけれども、小樽市としては、こういった制度ができていますよと、それから、小樽市民の皆さん、もし心配なり心当たりある方はその独立行政法人の方にでもいいですから相談してみてください、相談したらいかがですかというような広報活動というのですか、PR というのですか、今のところ小樽市の保健所に来てくださいという言い方はできないみたいですから、こういった、PR の部分で何か考えていることがありますか。

（保健所）保健総務課長

まだ市としての PR につきましては具体的には決まっておられませんけれども、今、国の方では、これがもう法律ができてすぐに施行という形になるものですから、早急にそのポスターなりチラシなり、それから、その制度のあらましを書いた手引みたいなものを印刷して、近く市の方に配布される予定になってございます。そういうものを利用して市民に周知を図っていききたいと思いますし、また、保健所でのその実際受付開始日、近く配ろうと思しますので、それに合わせて市としても新聞等の報道機関、それから広報誌などを通して、何か市民に広く周知が図れるというように考えていきたいと思っております。

斎藤（博）委員

次に、ちょっと今回の法の施行との関係ではないのですが、何点か具体的にお聞きしたいと思います。

まず、小樽市の過去の亡くなった方の病名なりで、中皮しゅで亡くなったという方がいるかどうかという調査をされたことがありますか。実際そういった方はいらっしゃるということ。それから、小樽市内で既にこのアスベストに関して労災認定をされた人がいるかどうか、これは所管というか、国の仕事かもしれませんが、小樽市民の問題として、労災認定された人間がいるのかどうかという部分を調査したり、把握しているということがあったら教えてください。3 番目に、昨年来この中皮しゅの問題が非常に新聞なんかで先行して取り上げられていたみたいなのですけれども、現在その労災の認定をして、手続中、調査中、そういった方がいるかどうか、もし小樽市の方で把握しているのであれば教えていただきたい。

（保健所）保健総務課長

小樽市内での中皮しゅ等の関係でございますけれども、まず、小樽市内での中皮しゅで死亡した例でございますけれども、保健所の方でも人口動態調査で、毎年どういう死因で小樽の人間が死んでいるのかという統計をとってございますけれども、この中では、過去 3 年間調査しましたところ、中皮しゅで死亡した方は 1 名もおられなかつ

た。それから、その労災の関係で今まで小樽労働基準監督署管内で、つまりそのアスベストによる労災適用された例というのは、ちょっとお聞きしたところ、今まで実績がない、特に例がないというお話を聞いておりますし、また、現在申請手続中という方もおられないと聞いております。

斎藤（博）委員

わかりました。この項についてもこれでいったん終わります。

小樽市高齢者保健福祉実施計画について

今日の質問の3番目です。先日、小樽市の方から小樽市高齢者保健福祉計画についてということで、小樽市介護保険事業計画という、こういった文書をいただいたわけでございます。これについてちょっと予測ができないというか、わからない部分があるので、改めてお聞きしたいと思います。

まず、この資料の17ページであります。在宅の要介護者数というものがありまして、平成18年度から平成19年度にかけて、制度の見直しに伴って大きく数字が動いているわけであります。まず最初に、この要介護高齢者の推計にかかわって18年度の状態、それから19年度の状態について数字の説明をいただきたいと思っております。

（福祉）介護保険課長

厚生常任委員会の資料でございますから、すべての委員の方にいっていないかも知れませんが、中身の説明をいたしますけれども、要するに、今回の法改正で新予防給付というものが始まるわけですが、これは、その準備の状況に応じて各市町村で2年間の施行延期が認められているわけでございます。この件については、第3回定例会から話をしていますけれども、最終的にいろいろな経済比較等をした中で、今回議案で提出させていただいております介護保険条例を改正する条例においては、新予防給付、それから包括支援センターの設置について、平成19年1月1日施行という形で、9か月遅れの施行ということになります。例えば札幌市とか大都市圏では18年4月1日施行されるわけですが、小樽市の場合には、さまざまな準備状況のことからいって9か月遅らせるという、今回、改正条例を出させていただいております。実際的には今御質問になっているのは、その新予防給付というのは今の要介護1の方の8割くらいが要支援2に認定されるであろう。それから、今の要支援の方というのは、ほとんど要支援1に分類されて、この要支援1と要支援2の方に対する給付が新予防給付、今までの介護給付のようにいろいろな形のできるのではなくて、ある程度制限された給付、しかもそれが状態の維持改善を目的とする給付というふうにされるわけです。ただ、この資料の17ページに出しております中では、平成18年度に要支援2という部分に全部数字がついています。これは19年1月1日の施行と符合しないのではないかとのお話だと思うのですが、そこについては、今回のこの計画の数値そのものはすべて平成19年4月1日施行、1年遅れの施行ということで私ども当初考えておりましたから、その形で積算をしております。ただ、今回1月26日に介護報酬分科会、社会保障審議会のあれですが、社会保障審議会の答申がなされた中でいろいろな数字がわかってまいりまして、その中で、1年丸々遅らせるとさまざまな不都合が起きてくることわかりました。一つは、財政的な問題でございます。それは、いわゆる月別の利用限度額がこれまでもあるわけですが、それが今回の要支援1、要支援2の方、これ約5万円、10万円なのですが、現在の要支援の6万1,500円、それから要介護1の16万幾らという額に比べてかなり低い額になってまいりました。これで、その部分の施行を遅らせることによって、介護給付が増えてしまう、その部分の経済比較がございます。これは、一方では包括支援センターの運営経費というのが、年間1か所2,500万円程度かかるということでやっておりますから、そちらが7,500万円ぐらいの経費が出てくると。逆にそれをつくることによって新予防給付に移行すると、そのぐらいの介護給付の抑制をすることが可能であると。そういうことから、19年1月1日施行という形にさせていただいたわけですが、あとは、その後の18、19年度を比較していただいておりますとおわかりいただけると思うのですが、要介護1の数が極端に減っていると思うのです。例えば平成18年度で要介護1を2,487人と見込んでいるのですが、それが平成19年度になりますと、要支援2の方に1,987人に移行しています。これは要するに8・2で割り振ったわけです。国は、今の要介護1

のうちの 8 割の方は状態の維持改善の可能性があるので要支援 2 になるだろうと、やってみないとわかりませんが、それでもね。そういうことを考えていて、その指針に基づいて、国の言うとおりの計画にしたのです。

斎藤（博）委員

今の話だと、国の言ったとおりやっているとちょっと大変だなというふうに思って今見ているのですけれども。今の介護保険課長の説明というのは、自治体側といいますか、行政側の説明だと思っておりますけれども、逆に言うと、今年、平成18年度要介護 1 でスタートする2,487人の人というのは、途中かもしれませんが、受けるサービスはどうなるのかということなのですよ。ただ冠が変わるだけならいいのですけれども、こういうふうに 8 割の人が要支援 2 だよとかと言われますよね、2 割だけ要介護 1 だというふうになるわけですが、これは介護保険課長の立場では頭の切替えが難しいかもしれないけれども、利用者にとってどういう変化が起きるのかということ。特にこの要介護 1 の人の 8 割が行ってしまう要支援 2 になった場合、平均的な標準的な部分で、小樽市民ではどういった変化が起きるのかというのを教えてください。

（福祉）介護保険課長

その立場立場というのは非常に難しいのだと思っておりますけれども、事業者の立場あるいはその利用者の立場、自治体の立場、どこに立っておまへはものを言っているのだということだと思っておりますけれども。

（「いや、課長だと思って私は言ったのだけれども」と呼ぶ者あり）

要するに、今、給付の時期を遅らせるというのは、事業者にとっても、利用者にとっても、それから我々自治体側保険者にとっても準備の期間を持つということですね。先ほどの障害者自立支援法のところで御指摘もありましたけれども、今の厚生労働省の事務の進め方はめちゃくちゃで、今日 3 月13日に出るはずのこの介護保険施行に係る基礎がまだ出ていないのです。今日、全国都道府県課長会議をやっているわけですが、その資料が出ないと 4 月 1 日施行の具体的な部分のことがほとんどわからないわけです。まず、私どもは自治体側というよりも、その事業者、そして利用者の方々がこの 4 月 1 日からやるのに、まずその準備ができないだろうということ、そして我々も数少ない人数の中で介護保険制度を保険者として運営しているわけです。こちらにも間に合わない、ほかに今地域密着型ですが、いろいろな改正があるわけですから、新予防給付の部分あるいは包括支援センターの部分というのは、今までその在宅介護支援センターのひな形とかという基礎がないために、この準備ができない。したがって、これを 1 年程度延ばそうという基本方針があったわけです。その中で、今のどういう影響があるのか、新予防給付に変わるだけでなくいろいろなことが変わるわけですが、新予防給付に関していえば、今のその要介護 1 の部分から更新申請あるいは区分変更申請によって要支援 2 に変わった方々、まず使えるサービスの量といいますか、額で制限がされます。16万幾らというものが10万幾らに。それから、これは経過措置がありますけれども、現在施設に入っている方は経過措置が過ぎると退所しなければならないのです。例えば、特別養護老人ホームとか、そういうところにお入りいただくのは要介護 1 以上の方がお入りいただく。あとは、グループホームもそうです。グループホームの場合は、認知症の方が要支援 2 になることはまずあり得ないので、それはほとんどないと思っておりますけれども、3 年間のうちにその状態が要支援の状態であれば、退所しなければならないこととなります。それから、ではその使えるサービスの中身はどうかといいますと、例えば通所介護と訪問介護、これがそれぞれ頭に介護予防というのがついて、介護予防訪問介護、介護予防通所介護と、だんだんわけがわからなくなってくるのですけれども、そういうふうになると、基本的には訪問介護の部分でいけば生活援助の要素がほとんどなくなります。要するに、身体介護で、それも要するに状態の維持改善するようなプログラムに訪問介護というものがなくなっていく。それから通所介護についても、今までのように 6 時間から 8 時間デイサービスセンターに行って、お迎えと入浴、これはつきます。送迎と入浴は今度包括化されましたので、予防給付の方でもありませんけれども、いわゆるアクティビティ的な部分が残るとしても、そのほかに、例えば運動などのいわゆる筋力トレーニング、マシンを使うかどうかは別にしまして、その部分と、それから栄養改善、要するに食生活の改善をする

ような部分での栄養改善の部分、それと口腔ケア、かむ力、飲み込む力が落ちていくのを防止する、そういうようなプログラムが今の新予防給付の方の通所介護の中に入っているということです。ですから、よく昨年の国会論議なんかの中で、新予防給付にいくと楽しいことがなくなって、筋力トレーニングを強制されて、だれも行かなくなりますねという議論があったわけですが、そこまでいくかどうかわかりませんが、今までのような介護給付の上での生活援助とか、あるいはデイサービスでのゆったりした時間、それはなくなると思っていた方がいいと思います。

斎藤（博）委員

厚生労働省の話だと、自分でやることまでヘルパーに頼ると体を使わなくなっちゃって状態が悪くなるとか、それから、短い時間の方が効果的な自立支援になることもあるとか。要は、前提は、動ける人が動かないでヘルパーを使っているという、そのところに着目しているのかもしれませんが、必ずしもそうではない、本当に一緒にやってもやっこさというところでやってもらっているのが実態ではないかなというふうに思うのです。そういう意味では、利用者の側からすると、4月1日から、小樽はちょっと時期は違いますけれども、自分の状態もそんなに変わらない、状態が変わったから動くというのであれば、それはそれなりに納得なり理解はできると思うのですけれども、これは完全にお年寄り自体の持っている条件なり環境というのは何も変わらないわけでありまして、今言ったように、要するに、いいように使っているだけだから自分で少し動けやというような話をされても、なかなか実際に体の自由がきかないお年寄りにとっては理解できない部分ではないかなと今思っているところであります。それで、一つ純粋に聞きたいのですが、これは私の思いですから答弁は要りません。ただ、この表で、平成20年になると要介護2、3、4というのはずっと落ちますよね。これ、何か意味があるのですか。

（福祉）介護保険課長

2、3、4が落ちるとするのは、4や5の方に少し重度化していったと。

（「下に、下というか」と呼ぶ者あり）

そうですね、要するに、今のような新予防給付がすぐ効果が出たにしても、当然高齢者の数というのは増えていくわけで、その中で要介護状態が4とか5とか、極端な例は平成26年度を見ていただければわかるのですけれども、その要介護4というのが、例えば平成18年度で796人で見ていたのが1,037人になる。当然その高齢者の総数も増えていきますけれども、重度化していく、それはとめられないということです。

斎藤（博）委員

まとめて最後にお尋ねしたいと思います。

去年の第3回定例会ですか、最初にこの制度の見直しの議論がされて、厚生常任委員会の報告をいただいたところであります。その中で、福祉部の方がこういうふうに答えている部分があるのです。包括支援センターの設置の問題うんぬんがありまして、小樽市における新制度移行についての時期なのですが、その専門職確保の困難性や新予防給付内容の不確定要素が多いことから、法施行後2年間の施行延長期の経過措置を利用して、平成19年4月の方向で確認した。これは、小樽市高齢者保健福祉計画等策定委員会ですか、その決定なのだとということで、こういった、私から言わせると、お年寄りに対するサービスの内容を下げる、そういった制度について小樽市は、本当はやりようと思えば18年4月1日、来月の1日からできるのだけれども、先ほど言いましたようなその専門職の確保の困難性やその給付内容の変った要素の部分、私はこのほかに言わなかったけれども、市民への影響というのはあったと思うのですよ。答弁の中では言わなかったのでしょうかけれども、専門職が確保できないのだ、それから国の方針がはっきりしないのだ、それから、この制度移行によってほとんどまだ説明できないけれどもお年寄りのサービスが悪い方になるのだと。これは言わなかったのは事実ですが、私はこれもあって、小樽市としては1年間施行の実施を繰り延べたというのかな、そういったことを昨年の委員会の中では報告して、そうですねという話をしたわけですよ。今回、それを今日の答弁でもあるわけなのですから、言い方が変わりまして、今

年の 4 月にやるのを 9 か月繰り延べて来年の 1 月にやるのだというふうに、これは言い方だなと聞いていたわけなのですけれども。実は、12 か月間サービスというか、延長しますよと一度言っておきながら、3 か月前倒ししてきているのですよ。これは、札幌よりはいいだろうというのわかりました。ただ、小樽市民の目から見ると、12 か月間猶予を置きましょうと、今までどおりのサービスを提供しましょうと言っておきながら、半年もたたないでそのサービスを 9 か月で切りますよと言っているわけだからね。理屈はわかります、金がないのだと言えばそれまでのだけけれども、金のないのなんて去年の第 3 回定例会でもそうだったのだから。そういった意味では、何で今回こういった形で急に方針の転換をして、市民生活等をどういうふうに考えられたのかなと、ここの部分を最後にきちんと説明していただきたいというふうに思います。

（福祉）介護保険課長

平成 18 年 4 月 1 日にやろうと思えばできるとおっしゃいましたけれども、やろうと思ってもできません。そういうことで、私どもでは当初から 1 年施行延期を考えておりました。そのことについて第 3 回定例会の厚生常任委員会で報告申し上げまして、10 月に新聞報道をされて、第 4 回定例会の中で施行延期をすることによって財政的な影響はないのか、そういう議論がありました。どうしても 1 年延ばさなければいけないのかというお話がありました。その後、先ほどもちょっと答弁いたしましたけれども、1 月 26 日に財政的な面で、介護報酬なり、その基準の案が出てきて、それを検討した中で、先ほどの在宅の方々の利用限度額のことですとか、そういう財政的な問題がありました。

それともう一つは、非常にその介護保険の運営の中でキーになっている居宅介護支援事務所、いわゆるケアマネジャーの仕事にいろいろな意味での注文がつかました。それは、一つは 1 人のケアマネジャーが担当できる要介護の方々の件数を 35 件に制限する、それを超えた場合には、超えた部分だけではなく全体を減算すると。要するに、働いても報酬が増えないことになっているわけです。そのときに問題になるのは今の要支援の方々、今の要支援を持っている方々というのは 4 月 1 日を過ぎた途端に経過的要介護という名前になって、何かちょっと偉くなったような形になるのですけれども、そういう方々を引き受けるケアマネジャーの方があまり延ばすとなくなってしまう。それは、9 月 30 日までは、今、申しましたその減算が、たくさん持ったことによるケアマネの減算がないのですけれども、しかもその経過的要介護については、それに関係なく今の 8,500 円にできるのですけれども、それが 10 月 1 日を過ぎた段階でそうはならなくなる。そうすると、今の要支援の方々、4 月 1 日から経過的要介護という形になる方々のケアマネジメントをする方が極端に減ってしまう、そのことがありますので、それを担保していくためには、やはり地域包括支援センターをできるだけ早い時期に立ち上げなければならない。これも明らかに国がそうなるように 35 件という縛りをかけてきていますね。さらに、その上にいわゆる新予防給付を受ける方々を、1 人のケアマネジャーは 35 件という介護のほかに 8 人の人しか持つことができないように今回改正されてきたわけです。細かいところは今日の全国都道府県課長会議の結果を見なければわかりませんが、そうすると、要支援の方々、新予防給付を受ける方々をマネジメントする人を探すこと自体が非常に大変になると、このことがあるので、組織的には福祉部内に包括支援センターの準備室を設けて、その中に専門職 3 人を置いて、場合によってはその中で、いわゆる軽度者のケアプラン、当然地域支援事業の中での介護予防のケアプランをつくらなければいけませんから、そういうものを前倒しでやっていかなければならない、そういうことが生じてきたわけです。

ですから、一方では確かにその市民の受けるサービスが制限されることになるのかもしれませんが、ただ、法律の趣旨からいけば、要介護状態になるのを防ぐための今の新予防給付でもあるわけで、そここのところをマネジメントする組織というのが必要になる、これは今の流れの中ではその方向に行かざるを得ないと思います。そのあたりのぎりぎりのタイミングというのが 3 か月前倒し、9 か月後送り、どちらで言った方がいいのかわかりませんが、平成 19 年 1 月 1 日施行というふうになります。



斎藤（博）委員

今、介護保険課長の言った事情というのはわかります。それというのは、第 3 回定例会以降に明らかになったことなのですか、それともその前から実態としてあったのか、そのところだけ最後に教えてください。

（福祉）介護保険課長

第 3 回定例会というか、第 4 回定例会でその検討をする段取りになって、予算については 1 年先送りで予算を組んでいます。ですから、当然これ今条例が通って行って 1 月 1 日施行になったら、その部分については第 4 回定例会で補正をしなければなりません。例えば、今の包括支援センターの運営経費ですとか、そういうものが増額になりますし、それから新予防給付、要するに、給付が軽くなる方については減額補正になるわけですが、そういうことをやらなければいけないわけです。その最終的な判断というのは、やはり 1 月 26 日に具体的な数値が出てきて、あるいはその今のケアマネのような基準が出てきて、それについての検討をした上で、議案を出していく中で、タイミングとしては、ですからもう 1 月末に近いところに 1 月に施行ということ、方針を固めたということです。

斎藤（博）委員

策定委員会の報告はどうなるのですか。

（福祉）介護保険課長

2 月 10 日に策定委員会の素案の出したものを調整していただいて、そのときに今の諸般の事情を話して、当然今この策定委員会の第 3 回、9 月 30 日で 1 年施行延期の方向を出していただいているわけですから、それについての策定委員会としての方針変更、これは結構重大な話ですので、それについて再度御議論をいただいて、その上で今の方向性について御確認いただいております。

委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、共産党に移します。

共産党。

---

新谷委員

介護保険について

最初に、介護保険について聞きます。

今度の制度は、頭脳明せきな皆さんを苦しめるような大変難しい内容であると同時に、市民負担をかぶせるという保険料など、その点では非常に矛盾のある制度だと思うのです。

保険料について聞きますけれども、保険料をどういうふうに出すかという資料を先にいただきましたが、小樽市が主要都市で一番高くなっています。この理由をお知らせください。

（福祉）介護保険課長

介護保険料が高いと何度も言われるのですが、話は簡単で、介護保険のサービスを使う方が多いからです。どれくらい多いかと言いますと、今、小樽市の高齢者 3 万 9,000 人台、約 4 万人とします。その中で、いわゆる要介護申請をして要介護の状態にある方々が 20 パーセントいる、約 8,000 人。これが、普通のまちと言ったら変ですけども、国の平均でいきますと、今の 20 パーセントというのは、出現率でいくと 16 パーセントです。ですから、要するに、その後期高齢者が多いということもあると思うのですが、出現率がほかのまちより多い、このことによって要介護認定を受けている方々の数が 8,000 人、7,000 人台ですけども、というふうが多い。そして、さらにそういう方々を受け入れる施設が結構多い。在宅のサービスももちろんあるわけですけども、例えば、今、出しております給付費の推計の中で、平成 18 年度から 116 億円の給付費を見込んでいるのですが、このうち、いわゆる施設サービス、特別養護老人ホームそれから老人保健施設、療養型病床、この三つだけで 60 億円使っているの

です。人数的に言いますと、特別養護老人ホームが330床、これは今年の5月に72床増えますから402床になります。それから老人保健施設が400床あります。これが19年の4月には500床になるわけです。それから、いわゆる療養型病床、これが696床、小樽にはあるのですけれども、札幌の病院を利用している方が多いものですから700名から800名ぐらいの方々が、いわゆる療養型にお入りになるという、これで千四、五百床、そのほかに今、これは施設サービスではなくて今度地域密着型サービスというところに分類されますけれども、グループホームが急増しました。これは、この4月1日、来年度からこの指定権限が我々におりてくるわけですが、そのおりてくる前に駆け込みで非常にたくさんの数のグループホームができました。まだできています。今年度初め401床だったものが、恐らく年度末に680床ほどになるのだと思われましても、この部分で、平成18年度予算でいきますと14億円くらいになります。今言ったこの施設サービスとグループホームだけで74億円、実際にその中にお入りいただいている方は2,200名ぐらいです。2,200名で74億円をお使いいただいている、それだけの施設があるまちなのです。ですから、これは今の保険料の割合というのは、公費が50パーセント、そして保険料が50パーセント、その中でいわゆる第1号被保険者65歳以上の方々が19パーセントというルールです。これが変わらない限り、小樽市のこれだけの施設があり、そして、これだけの高齢者がいらっしゃって、要介護状態にある方がいらっしゃって、サービスをお使いになれば、この保険料は下げることはできません。

新谷委員

そうはいつでも、この制度があって、やはり家で介護ができない場合には施設に入るといふ、そういうことしかないと思うのです。それで、今説明にありました地域密着型サービス、グループホームのことも出ましたけれども、これだけの予算をとったわけですが、実際にグループホームのほかに小規模多機能施設とか、夜間訪問介護なんかがありますけれども、この見通しはどうかですか。

（福祉）介護保険課長

詳しくは計画書の方に数値を載せてあるのですけれども、グループホームの流れで、先ほど病床数が700近くになると言いましたけれども、満床にはならないと思います。私どもで今考えているのは、平成18年度で570台、19年度600台、20年度620台ぐらいで、ほどほどだと思います。それから、小規模多機能というのが今度新しいサービスでできるわけですが、これがいわゆる今の通所、デイサービスとホームヘルプとショートステイ、この三つを組み合わせると中重度の方々と、要するに要介護3から5ぐらいの方々と対象にサービスする。既にグループホームを建てられた事業者の中で、そういうスペースをもう既に確保されているところもありますので、それが4か所ぐらいでしょうか。これについては、定員数によって規制をする権限は私どもにはありませんけれども、今お話を聞いている部分では、いわゆる通所の分の定員が25名程度ですから、その、例えば4か所、100名になるわけですが、その来る頻度があります。これは月の定額ですから何回来っていったというお話ではないのですけれども、それぐらいのサービス需要があると思います。

新谷委員

施設が多くなると保険料にはね返ってくるという、この制度の矛盾だと思うのですけれども、しかし、保険料が非常に高くなって本当に大変なわけですよ。それから、制度の改正というか、税制の改定によってこの資料を配らせていただきましたけれども、モデルの1、2、それぞれ65歳以上単身で年金収入180万円の場合と、夫婦ともに65歳以上の2人世帯で夫のみの年金収入の240万円の場合に、保険料がどうなるかということを出してみましたけれども、裏にグラフが載ってまして、表には数字があるのですけれども、こんなに高くなりますよね。しかも20年になったら、またさらに高くなるということで、非常に負担が多いわけです。特別徴収は、年金からいや応なしの天引きですね。普通徴収を見ましても、資料を出していただきましたが、普通徴収でも非常に払えない、そういう状態が続いているわけですが、こんなに値上げをしたらさらに払えない人が増えるのではないかなと思います。その辺はいかがですか。

（福祉）介護保険課長

年金からの特別徴収の範囲が今回の改正で広がります。障害年金からも遺族年金からも特別徴収をさせていただきます。そういうことからいきますと、徴収率が落ちることはないと思います。今、ちょっと収納率についての私どもから提出をいたしました資料、平成16年度に誤りがありまして、御訂正をお願いしたいと思いますが、普通徴収の部分なのですけれども、ちょっと滞繰分を含めた数字を言ってしまうと、その16年度普通徴収等計の欄の数字が違っておりました。収納率でいきますと、16年度の普通徴収が「82.07パーセント」と記載してございますけれども、それが「90.46パーセント」、それから合計の収納率が「95.89パーセント」と書いてありますが、「98.02パーセント」でございます。16年度の普通徴収された合計額につきましては、改めて御訂正を申し上げます。大変申しわけございませんでした。このように収納率が当然下がってくる可能性がありますので、現在のその保険料の関係につきましては、滞繰分を含めた収納率で96パーセントで積算をしているということでございます。

新谷委員

障害年金、それから遺族年金から天引きということ自体が私は問題だと思うのですけれども、大変になるだろうということで7段階に分けて、その第2段階をつくったと思うのですよ。ですけれども、この第2段階というのは、この収入状況では、本来であれば保険料を免除してもいい収入なのですよ。そこから取る、さらにその新しい第3段階、これもきつい話ですよ。今まで市民税非課税の人が課税になって第2段階からいきなりこう第5段階になるという人もいますわけで、これは本当に大変な負担になるわけですよ。こういう負担に対して、よしとしてはいないと思うのです。介護を使っているから増えるのだと言えばそれまでですけれども、実際問題として負担が大きいわけですよ。そのほかにもこの資料にもお示ししましたけれども、国保の負担だとか、それから税金の負担だとかということで、もう本当に少ない年金で大変な状況なのです。そういうことに対して保険者として、改めて聞きますけれども、どういうふうを考えているのでしょうか。

（福祉）介護保険課長

確かに今回は税制改正がございまして、特に高齢者控除その他の部分もあって、6月に出る切符3種類、市民税も、国保料も、介護保険もすべてが上がる、激変緩和措置をやるため3年連続して上がるという状態が続きます。その中で、いわゆる低所得者対策、一つには独自減免、介護保険につきましても、今度の新しい第1段階と、それから第3段階の方々については独自減免を予定しております。第2段階について、先ほど新谷委員からお話があったように、減免されるべきというのは、最初から第1段階と同じ0.5という係数を掛けたものでございますから、ここは申請による減免ではなくて最初から年金収入及び合計所得金額80万円以下の部分について、そういう措置をさせていただきます。このほかにも、例えば一般財源を積み込むことが認められている部分について、措置をすることが小樽市の財政として可能であれば、それはした方がいいと思いますし、そういう市町村もあると思うのです。ただ、小樽市の財政の現状はそういう状態にないと思いますので、私どもの方から予算要求自体をしておりません。

新谷委員

他都市はいろいろな段階があって10段階まで設けているというところまであるようですけれども、もう少し細かくその段階を分けるということではできなかったのですか。

（福祉）介護保険課長

今回、本則では6段階でございます。要するに境界所得を、200万円以上の部分を、いわゆる基準額で1.5倍を取るということで、高額所得者がたくさんいるまちであれば、その上に7、8、9、10と積み上げていって、例えば2.5倍まで取ってしまうとか、そういうことも可能ですけれども、小樽の場合は大変残念ですけれども、今回境界所得360万円に分けさせていただきまして、200万円から360万円の方が3,106人、それから360万円以上の方が1,077人ということですよ。この7段階をさらに細分化していくと、1,000人を切る数、100人とか200人とかという方々だけの

利用率になっていきますので、それが果たしてその制度として市民の方々に納得いただけるかということ、それはかなり難しいところがございます。今回はその 6 段階を 7 段階に分けるときの、どのレベルでその境界所得にするか、これは他市町村で札幌市が 350 万円で切ったとか、旭川市は幾らで切ったとかあるわけですがけれども、その部分を 1,000 人を超えるのが一つの目安ではないかということで、360 万円で境界所得を切らせていただいたということでございます。

新谷委員

それから、介護給付の給付費準備金が今年は 400 万円です。平成 17 年度は 7,558 万円ありました。これを 400 万円に減らしたという理由は何ですか。

（福祉）介護保険課長

これは、安定化基金から借りた分のお金を積んで返さなければなりませんので、借金を返さないで次の期間に送るということもできるのですが、健全な保険運営の面からは、第 1 期に借りて返していく、それをなるべく早い期間でお返しをしようということで基金繰入金も少なくしていくということです。

新谷委員

この財政安定化基金では、原則 3 年で返還ということですよ。けれども、2003 年の保険料改定のときは最大 9 年までの償還期間の延長が認められました。今度もそれを求めてこの準備金を少し保険料の方に回して下げるべきではないのかと。だって本当に払えませんよ、年金から天引きだからもうしょうがない、払いたくなくても払わざるを得ないという状況ですが、非常に厳しい中でやはり何か制度を活用して下げられるものはないか、そういうことでは、この準備金を使って持っていったのではないのかなと思うのですが、どうでしょうか。

（福祉）介護保険課長

確かに今の基金積立金を保険料の中に導入して、皆さんの負担を少なくすることは可能ですけれども、今回の制度改正というのは、この予算を組んでいる時期に全く報酬がわからない状態で組んでいるわけですし、もう一つは、新しいサービスがどの程度、もちろん介護保険事業計画を立てておりますけれども、このとおりには絶対いきません。前回も計画どおりにはいっていないわけです。そのときに、今の基金がなくなったときに、いわゆる保険料財源に相当する 19 パーセントの部分の原資がないと、いわゆる介護保険事業会計が破たんすることになるのです。繰上充用をするだけでは済まないわけです。その原資というのを安全を見て、確かに 9 年間延長は認められていますけれども、第 1 期に借りた借金を第 2 期の保険料の中で消化して行って、それを来年度、平成 18 年度に償還をすると、それが私は今の安定的な介護保険の事業運営だと思っております。

新谷委員

この保険料において、国の負担分が減らされておりますよね、介護保険が始まって。それで、国庫負担を 5 パーセント引き上げて 30 パーセントにすれば、保険料は値上げをしなくて済むという私たちの試算です。それで、小樽市の場合も当然そういうふうになると思うのですが、この高齢者の負担を少しでも下げないように、こういうことでは国庫負担金引上げ、これはどうですか、国に対してどういうふうに要望していますか。

（福祉）介護保険課長

その部分は、私も新谷委員と全く同意見でございます。それは全国市長会でもその今の 20 パーセントの国庫負担金、そして 5 パーセントの調整交付金という形になっているのを、調整交付金を別枠にして、25 プラス幾らにというお願いをこれまでずっとしてきているわけです。ところが、この年末に国が何をやったかといいますと、逆のことをやりました。生活保護費国庫負担の削減枠が決まったのですけれども、その引換えに、介護保険はわりといろいろなところの財政に左右されやすいのですけれども、いわゆる都道府県の特別養護老人ホームとかケアハウスに対する補助金がなくなりました。それから、いわゆる特別養護老人ホームについても総量規制をするようになると同時に、今、北海道は 12.5 パーセントの負担で済んでいるのですけれども、これを施設負担金と今の特定施

設について5パーセント上乘せして、12.5パーセントではなくて17.5パーセントにする、国の負担は逆に5パーセント下げるということを今、新年度からやろうとしています。そういう中で、当然全国市長会としては、今の25パーセント調整交付金別枠の要求はしていきますけれども、現実問題として非常に厳しい状況です。

新谷委員

今、介護保険課長から説明のあったとおり、さっきむちゃくちゃとおっしゃいましたけれども、厚生労働省のやること、本当にひどいと思うのですよ。北海道だって今財政危機の中で、どれだけのお金がこれから保障していけるのか、小樽市にとっても非常に不安だと思いますし、ましてや、こう市民にはね返っていくというのでは、とんでもない制度だと思うのですよ。これに関しては、もう本当にこの小泉内閣のやることというのはひどい。この介護保険制度というものはひどい内容、全部が全部そうとは言いませんけれども、こういう負担をかける点ではひどい制度だということです。ぜひ引き続き国に対してどんどん意見を上げていただきたいと思います。

それから、こういう保険料がこのぐらいもう上がるのだという不安に思っている市民がいっぱいいて、相談に行っていると思うのですけれども、その辺はどうですか。

（福祉）介護保険課長

当然、新聞報道等もございまして、保険料が上がるのだ、やはり全道一高いのだという話をしているのですけれども、今、御相談をいただいて、要するに所得が確定していないものですから、平成18年度あなたの段階がどこになりますというのを申し上げられない状態にあります。要するに、所得の確定をするのに時間を要するので、市民税も国保も介護保険も6月に納付書を出させていただくのですけれども、今お問い合わせをいただいている部分については、その基準額で9パーセントぐらい上がるのだという話をしているのですけれども、段階が上がっていく可能性がある、そう話をしています。これは報道機関の発表があったときに、何件か連続してお電話をいただいています。今週に入ってもそういうお問い合わせがあって、そのときに4月1日付けの広報で保険料の額については、全体の額は相談者にも、あるいは制度の改正についてはお知らせできるし、あるいは町会配布のパンフレットでそのあたりの制度改正の部分も含めましてお知らせをします。そして、ただ皆さんへのその実際の保険料が幾らになるか、そして減免の手続きはどうか、それについては6月にならなければ話ができない、このことを申し上げているところです。

新谷委員

非常に不安を持っているわけですから、親切に対応していただきたいと思っています。

訪問介護について

それから次に、訪問介護について伺いますが、先ほど民主党の斎藤博行委員からも利用者の不安というか、そういうものが出されました。今、利用者が一番心配している要支援、要介護1の訪問介護家事援助なのですけれども、先ほど影響というものを聞きましたけれども、今、直近の要支援、要介護1の認定者数と全体に占める割合は幾らですか。

（福祉）介護保険課長

1月末の数字で申し上げます。要支援の方々が1,599名で、それから要介護の方々が2,429名、合わせますと50パーセントを超えているのです。合計の認定ですが、今7,648名、そのうち今の要支援が1,599名で20.1パーセント、要介護1が2,429名で30.5パーセントという状況でございます。

新谷委員

小樽市が平成17年7月に実施した調査、利用者の調査では9割近くが現行を希望していると、そういうことで、新聞報道にもありました。小樽市の場合は、本当に地形的に山坂が多いまちです。それで、近くのお店も今だんだんなくなってきました。それで、ヘルパーの方が買物に行くにも、例えば1時間半のこの時間内にほぼ1時間もかかってしまうと、行って帰ってきて、こういう状態なのです。それで、今度は、4月からはそれが30分カットされ

るということで、非常に不安を抱えているわけです。こういう点では、こういう不安を解消していくために、私は、他市でもそろそろ始まっているようではすけれども、例えば室蘭市なんかではこれまでどおり家事援助については、要支援、要介護1でやっていくというようなことも聞いていますけれども、そういうものも必要ではないかなと思うのですが、どうですか。

（福祉）介護保険課長

まず、訪問介護についての確認をさせていただきたいのですが、要支援、要介護1の方だけが生活援助の制限を受けるわけではありません。今回の改正は、生活援助は30分以上1時間未満が208単位、金額にしますと2,080円、1時間以上が291単位2,910円、それ以上いくらやっても2,910円、ですから、事業所はボランティアでやっているわけではありませんから、2,910円で5時間はやらないと思います。それが今、1時間半で切り捨てられるという話になっているわけですが、それでは今お話があるように、例えば生活援助の中で買物ですとか、あるいは調理といいますか、食事の支度をする、あるいは掃除をするという、いわゆる生活援助、それが1時間半で足りなかった部分についてどうするのか。一つは、1日に1回というふうに決まっているわけではありませんから、ケアプランの上でその理屈がつけば、基本的には2時間はあけなければいけませんけれども、1日複数回その今の291単位の1時間以上というケアプランをつくるということは可能でありますし、今朝も非常にそういうところを悩んでいらっしゃるケアマネジャーが相談に来られましたけれども、1時間半以上全くだめなのか、291単位というのは1回しかどうしてもできないか、それはケアプランの必然性は、今のように、例えば買物を調達するのに非常に時間がかかるのだとか特殊な事情は、その方の自立支援のために必要だと認められるケアプランであれば、それは認められます。ただ、それが長く、その今の291単位を2回連続してとか、そういうことになる、これまで請求をされている、いわゆる生活援助ではなくて、ほかのことも含めて御本人の自立支援だけではなくて、ほかのことも含めて介護保険給付が行われるというのは給付の適正からは外れていくので、そのところを国は今厳しく言っているということです。あとは、要支援1、要支援2に分類されると、来年1月からのいわゆる新予防給付の部分については、これは生活援助と身体介護という区分がありませんから、いわゆる時間的には要支援1と要支援2でそれぞれ時間、回数区分が分かれるのですけれども、3種類の定額報酬になります。その細かい中身は、恐らく今日の全国都道府県課長会議の中で明らかになると思われま。

新谷委員

それでは、そのケアプランという、おっしゃいましたケアマネジャーですけれども、今度は、先ほどおっしゃいました人数制限がされて、さらにこの要支援とか要介護1の場合の何か8人までしか認められないということで、要するにケアマネジャーからも、悪い言葉で言ったら見捨てられる、そういう人が出てくるのではないかとということ聞いていますけれども、その辺はどうなのですか。

（福祉）介護保険課長

新予防給付については、原則、包括支援センターが3職種、主任ケアマネジャーと保健師と社会福祉士がいるわけですが、そこですることになります。この3人だけで、先ほどちょっと数字を言いました要支援が1,590人、この数は間違いなく、段階的ではありますけれども、新予防給付に移行します。それから、要介護1の2,400人、これも国が言うように8割来るとすれば、かなりの数、2,000人近くの数の方々が来る、それを足しますと2,500人ぐらいになってしまう。それを3人の専門職、3か所いても9人で割るとすごい数になってしまいますから、できないところをケアマネジャーに委託をする。それが1人のケアマネジャーについて上限8人ということですから、これは今すぐやるのは大変ですけれども、1月まで期間がありますので、その中で、今の制度改正での落ち着いたこともあります。今、例えば居宅介護支援事務所に、新予防給付の人をお願いしたいのですけれどもと言ったら、大体ちょっと勘弁してくださいという話になると思いますけれども、この9か月の間に、そのあたりの落ち着いた見ながらどれくらいの間人が包括支援センターでそのケアプランづくりに携わるか、そしてどのくらいを委託で

きるのか詰めていきたいと思います。

新谷委員

介護報酬の部分では定額報酬ということで、そうすると、当然事業者としては損をするようなことはしないと思うのですよ。そうすると、やはりその訪問介護、家事援助、これは非常に制限されるわけですから、その辺で利用者の今までどおりの受けたい、それから本当に言ってみますと、要介護1の方も結構やはり足が悪いとか、立つときに転がるとか、決して軽くはないのですよ。やはりヘルパーに来てもらって、1週間に1遍でも買物をしてもらうということで大変助かっているわけですから、その辺の補てんというか、できなくなった部分を小樽市が何とかできないのかということで、これからいろいろ他都市の状況も見ていかなければならないと思いますけれども、どういうふうを考えて、また、どのような方向で考えているのか、その辺もう一回確認させてください。

（福祉）介護保険課長

今まで小樽市というのは、保険者の立場だけですから、具体的にそのケアマネジメントの中身を見ることもなかったわけですし、あるいは指導監督権限がないわけですから立入りもできなかったわけです。グループホームで何をやられているのかわからないからこの間のような事件が起きるわけです。そういうところが少し、地域密着型については私どもが指定監督権限を持ちますし、地域包括支援センターでケアマネジメントをしていく新予防給付の該当者の方々については、直轄か委託かは別にしまして、市の事業としてやっていくわけですから、その中で、今回の制度改正の中で問題になった、いわゆる囲い込みとか掘り起こしということがないように、軽度者については市町村のケアマネジメントをやるために包括支援センターができるわけですから、その中で、今、新谷委員から御指摘があったような、本当に必要がある身体介護なり生活援助については、それは包括支援センターのケアマネジメントの中で、それをケアプランに盛り込んでいけばいいわけですし、それがどうしても介護保険の中で解決できなければ別の方法、例えば軽度生活援助ですとか、あるいは場合によっては有償ボランティアの方々をお願いをするとか、そういうようなことを考えていかなければならないと思うのです。今あるサービスがすべて適切なマネジメントに基づいてやられていて、そのことが本当に被保険者の方の要介護状態にある方々のために必要なことであれば、それを切り捨てるための法律ではありませんから、そのところは十分に勘案をして保険者として保険運営をしたいと思います。

新谷委員

サービスの後退がないようにぜひよろしくお願ひしたいのですが、本当に必要なものは、国会の審議の中でも厚生労働省は家事援助が一律にカットされることはない、本当に必要なものについては引き続きサービスを提供すべきものというふうに答えていますし、保険者として本当にこの皆さんの不安を解消するように努力していただきたいと思います。

地域支援事業について

それから、この問題に続いてなのですけれども、次に地域支援事業に移ります。

資料を出していただきまして、地域支援事業は4月から始まりますが、今までの平成17年度までの3事業が統合されたものですが、その17年度の3事業名と国、北海道、市の公費負担と、それから地域支援事業での公費負担の割合を示してください。

（福祉）高齢・福祉医療課長

地域支援事業の御質問でございますけれども、まず、平成17年度の事業でございますけれども、老人保健事業と、それから介護予防地域支え合い事業、それから在宅介護支援センター運営事業、これらの三つが統合されて再編されまして、地域支援事業ということになってございます。それで、平成17年度の地域支援事業に移った事業の事業費でございますけれども、総額で5,110万円、そのうち一般財源としては1,812万8,000円ということになってございます。

新谷委員

それは市の一般財源ですね。国と北海道と市のその負担割合というのは。

（福祉）高齢・福祉医療課長

老人保健事業につきましては、国、市町村、都道府県がそれぞれ3分の1になっております。それから、介護予防地域支え合い事業、これにつきましては、国が2分の1、北海道、市町村がそれぞれ4分の1。それから、在宅介護支援センター運営事業につきましても、国が2分の1、北海道、市町村が4分の1ということでございます。

新谷委員

地域支援事業は、この資料にあるとおりに第1号被保険者の保険料が入ってくるわけですね。それから、第2号被保険者の保険料も入ってくると。国庫補助金は25パーセントに減って、それから、北海道、市がそれぞれ12.5パーセント、これが介護予防事業で、包括的支援事業・任意事業はまた別ですけれども、先ほど小樽市の分の今までの事業の予算を聞きました。総計で事業費5,110万円のうち1,812万円が市の持分ですよ。今度、地域支援事業の市の持分というか、市の負担は、この予算書の中の3,573万7,000円でいいのですか。予算書237ページの地域支援事業とありますが、一般財源として3,573万7,000円が書かれていますが、これは市の一般財源の持ち出しでいいのですか。

（福祉）高齢・福祉医療課長

3,573万7,000円が一般財源です。

新谷委員

わかりました。

それから、任意事業では、今度配食サービス、それから緊急通報システムが地域支援事業に移行しますが、これまでどおりのサービス、利用者負担、これはどうなるのでしょうか。これまでどおり料金は同じなのか。

（福祉）高齢・福祉医療課長

今のところ、現行の介護保険に準じた形で、例えばそういう負担とかはやっておりますし、あと給食サービスについても、基本的には一人1食につき300円ということで、それは現行どおりということで考えております。

新谷委員

配食サービスについては、かなり前に質問したことがあるのですけれども、週1回以上の要望もありますし、それから、地域が今限られていて、全市で配食サービスを受け入れられてはおりません。それで、介護保険料が今度はこの中に入っていきわけですが、同じこの介護保険料を払っていてもサービスを受けたくても受けられないというのは不公平になりますので、回数だとか、それから地域を増やしていくべきだと思うのですが、この辺の見通しはどうですか。

（福祉）高齢・福祉医療課長

今、いわゆる町会やボランティアを基点に考えてございますので、今後も町会あるいはそういったボランティア等々に要請しながら、できるだけ拡大に努めてまいりたいと思っています。

新谷委員

できるだけ拡大に努めるということで、その方向で動き出すのですよね。前からそういうふうに言われているから。

（福祉）高齢・福祉医療課長

当然そういった努力はしてまいりたいということでございます。ただ、なかなかこの町会あるいはボランティアといいましても、今やっていないところで実施できるかどうかというのは簡単にいきません。そういった中では、当然私どももできる限りそういった実施していないところを含めて働きかけ等はしていくと、努力していくということでございます。



新谷委員

繰り返しますけれども、もう 3 年も 4 年も前になると思うのですけれども、この問題を聞いたときからもう全然前進していないので、ぜひ体制を整えてやっていっていただきたいと思います。

通所サービスの食費負担について

それから次に、通所サービスの食費負担について聞きますが、昨年10月から施設利用者に対してホテルコスト、食費負担が導入されまして、特別養護老人ホームとか老人保健施設とか、低所得者には補足給付がされました。しかし、デイサービス、デイケアの場合は、食費は社会福祉法人以外はされていませんよね。それで、今、その社会福祉法人と民間の利用者の数を教えてください。

（福祉）介護保険課長

実際に食事をとったかどうかというのは別にしまして、1月の通所介護の実利用者数を申し上げます。総数が1,375名で、そのうち471名がいわゆる社会福祉法人が運営されているデイサービス、これが5か所あります。それ以外の民間の事業所を御利用になっているのが904名でございます。

新谷委員

このうち市民税非課税の方はどのぐらいいるか。

（福祉）介護保険課長

大変申しわけございません、これはレセプトから拾っておりますので、それぞれの方が課税なんかはどこにあるか、要するに例えばその利用者負担段階といいますか、保険料の段階と同じものになりますが、そこまでの予測ができておりません。

新谷委員

社会福祉法人の方では、認定書というカードがあるらしいのですけれども、それを使って低所得者の方に食費を含めた軽減25パーセントを行っておりますよね。同様に、民間にもこの904人のうち何人が非課税なのかは今わからないということですが、それを調べて、そして民間、社会福祉法人と同じようにしていただきたいと思うのです。財源は、さっき言った地域支援事業で、市の財政負担の一般財源の負担分が1,760万9,000円、これが小樽市が一般財源から浮く分となります。それを使って、計算しましたらほんのわずかなお金で済むのですよ、私の計算ですよ、間違ったら困りますから言いませんけれども、ほんのわずかなお金でできますので、ぜひこの食費負担を社会福祉法人と同じようにやっていただきたいと思うのですよね、数十万円もあればできると思うのですよ。

（福祉）介護保険課長

たぶんその計算は違うと思います。私の方で、その社会福祉法人減免と五分五分になるような制度を持っておりますのが訪問介護でございますけれども、こちらの方で実は社会福祉法人減免と同じ要件で予算折衝をしようとしたのですけれども、非常にばく大な数になるので社会福祉法人と同じ要件にはできませんでした。

新谷委員

食費だけで。

（福祉）介護保険課長

はい。

新谷委員

幾らかかるのですか。

（福祉）介護保険課長

ですから、訪問介護でもそうですから、通所介護の場合にはもっとその条件が広がって、要するに、今、所得をカウントできていない方々、遺族年金の方とか、いわゆる非課税の方の数の範囲がかなり広がるわけです。その数の捕そくができないので予算のつくりようがないというのが実情でございます。

新谷委員

904人でしょう。このうち非課税が何人いるかわかりませんが、食費だけの負担軽減というのはそんなにできないのではないですか。食費だけで今言っているのですよ。

（福祉）介護保険課長

食費だけの計算にしますと、制度自体を変えてしまうことになりますので、利用者の負担の部分を、保険料の部分もそれから保険外の部分も合わせてやっていっているのが今の社会福祉法人減免のやり方ですから、食費だけを、例えばこの10月から39単位、390円分の食材費が支給されなくなったということで、そこを補てんする新たなサービスをということであれば、それはカウントできますね、簡単に、390円なりその差額掛ける904人でやればいいわけでありませぬけれども、それは、ただ制度として成り立たないのではないかと思います。

新谷委員

ほかの自治体を見ますと、その食費の減免だけというのをやっているのですよ。だから、都合のいいときにはその制度があるからだめだとか、悪いときにはそれが該当しないとかということではなくて、いかにその利用者の負担を減らすかという立場で考えていただきたいのですよ。帯広市なんかでは、その社会福祉法人に対しての減免、4分の1縮減した分を市が補てんしているということですが、しかし、ほかの自治体では民間の事業に対しての食費だけの負担軽減というのをやっているのですよ。だから、食費だけといっても、さほどの負担経費にはなりません、1回に何百円か安くなるだけですけれども、しかし、やはりそういう点では幾らかでも助かる部分と、それから負担を少なくしていくというために、どれができるのかということを考えていただきたいと思うのです。

（福祉）介護保険課長

ほかの自治体、道内、例えば帯広市ですとか、東京都なんかの幾つかの市でそういうことをなさっているのは存じ上げております。ただ、今の介護保険事業会計を預かる者としては、これぐらいのとか何とかというのが恐らく財政の硬直化を招いていくことになると思いますので、その部分についての検討はしてありません。

新谷委員

財政の硬直化ということもありますけれども、しかし、やはり市民の福祉を向上させていくという立場からして、やはりこれ以上の負担をかぶせないようにしていかなければいけないと思うのですよ。そういう点で、本当に介護保険課長の答弁は全く国言いなりの答弁だと思うのです。ぜひ、そういう点では、本当に真剣に考えていただきたいのです。

（福祉）介護保険課長

国の言いなりではありません。それで、例えば今のその社会福祉法人減免と同じ効果を得たいというお話なのですけれども、得たい方は社会福祉法人のサービスを受けてくださいということです。

新谷委員

そうしたら民間なんか要らないのではないですか。受け入れられないからこういうふうな、受け入れられるのですか、そうしたら。

（福祉）介護保険課長

今の減免からいけば、いわゆる居宅介護支援事務所との関係で、いわゆる社会福祉法人がやっているところであれば、そういうデイサービスなりに行くようなケアプランを立てているわけですから、それは入り口の問題だと思うのです。それを、例えば社会福祉法人減免というのは、なかなか皆さんに知られていないことは事実だと思いますから、これがわかるような制度運営をしてまいりたいと思います。

福祉部長

私どもも全くその軽減対策をやっていないわけではございません。小樽市独自にやってきている経過もございます。そういう中で、やはり制度そのものの安定的な意義というその側面から考えていかなければならない部分もご

ざいます。そういう中で、現状進めてきた経緯があるわけですが、これからもそういう意味でいろいろな角度からまた検討しながら進めていかなければならないというふうに思っていますので、御理解いただきたいと思います。

新谷委員

前向きに検討していただきと要望します。よろしくをお願いします。

委員長

共産党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時 22 分

再開 午後 3 時 40 分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

自民党。

-----  
松本委員

私からは、広域行政からその 2 ということで、今日は厚生所管ですので、厚生所管の中から札幌市にかかわることとで市民部と環境部にそれぞれお伺いをいたします。

斎場について

この 4 月 1 日からいよいよ札幌市の山口斎場が供用を開始されます。これは札幌市の P F I 方式の 1 号ということで、非常に立派なものができ上がっております。その場所が山口ですから、小樽市のすぐ隣接地にあります。それで、そういう立派なものを見ていて、小樽市民もこれ使えないのかなというふうに思っている方が非常に多いわけですが、P F I 方式ですから建設も運営も管理も民間です。札幌市も第 1 号ですので、今までの市営と違って、果たして札幌市民以外の方は利用できるのかできないのか。そして、利用できるとしたらその条件はあるのかないのか、そこからまずお伺いいたします。

（市民）葬斎場長

手稲区の山口斎場というのは、お話のとおり P F I 斎場運営株式会社というところで、供用開始をいたします。その辺の小樽市民の利用はどうかというお尋ねでございますけれども、小樽市民が利用する場合、市外扱いということになりまして、料金、参考までにお話しいたしますが、火葬料金 4 万 9,000 円、それから控室を使った場合は恐らく 2 万 3,000 円ということになります。そういうことで、小樽市民は、使うことについては、その料金さえ払えばということです。

松本委員

火葬料 4 万 9,000 円で控室利用が 2 万 3,000 円だから、7 万 2,000 円出せば利用できますよということですね。それで、札幌市民は火葬料は無料、控室使用料は同じくかかるのだと思います。小樽市民は、小樽の火葬場へ行けば火葬料無料、それで部屋料が 1 万 2,000 円ですか、ですから 1 万 2,000 円あれば済むのですけれども、こちらは 7 万 2,000 円かかると。かかってもいい方は使えるということなのですから、ちなみに小樽は小樽市民以外はどういう状態なのですか。

（市民）葬斎場長

市民以外の方が使われる場合は、火葬料金が 2 万 2,000 円になっております。それから、控室料金は 2 万 4,000 円、ですから市民以外の方が使われる場合は 4 万 6,000 円かかるということになります。

松本委員

山口斎場は、小樽のすぐ隣接に建っているのですけれども、札幌市はこういう火葬場とか山口の埋立処分場とか、それから下水処理場とか、そういうのは全部この札幌市の西端に持ってきているということは、小樽の東端の隣接にそういう施設が全部できるということなのです。そうすると、小樽市側にはそういうものをつくる際には説明はしたということになっていますけれども、地域の町会とか、市民とか、企業とか、農業組合とかにはちゃんと説明されたのかなという思いが物すごくあります。ということは、条件的な議論というのは、札幌市側とは何にもしていないわけです。だから、条件的に議論がないから、小樽市だけすぐ隣接でいろいろ迷惑施設もあるのだから割引制度はないのかなど。減免措置は何にもないようで7万2,000円はかかりますということです。それで、この7万2,000円を払えば使いたいという人も中には出てくるでしょうから。ということは、すぐ目の前、近いからいいとか、あるいは小樽がたまたま込んでいたとかということで、小樽にまず来たら1万2,000円で済むのだけれども、7万2,000円、6万円余計にかかるけれども使いたいという方がいた場合、手続上の手順はどのようなことをすればよろしいのですか。

（市民）葬斎場長

どこの火葬場もそうなのですが、御遺体と、それから火葬許可証をお持ちになれば、それで火葬ということで、特別に市外の人だから特別な申請が要るとか、そういうことではございません。

松本委員

では、どこへ持っていけばいいのですか。

（市民）葬斎場長

手稲の山口斎場の場合は、それはそちらの斎場の方に直接書類と御遺体をお持ちいただければよろしいのではないかと思います。

松本委員

小樽市には死亡届を出すので、そのときになるのだけれども、いきなりそこへ、山口へ遺体を持って行って、はいと言うのですか。

（市民）葬斎場長

それぞれの市のやり方がございまして、小樽の場合は、今私が話したように、御遺体とそれから火葬許可証を持ってきていただければ受付いたします。札幌の場合を聞きますと、豊平川を境に西方面を、こちらの方の新しいところで使ってくださいと。それから、東方面は旧、今あります里塚をお使いくださいと、そういった区分けは一応されるようですので、その区分けをその火葬許可を与えた段階で区分けをするのか、その辺については私も承知してございませんので、その辺は向こうのPFI斎場運営株式会社の取扱いの中でどんなふうにするのかということもありますけれども、基本的には遺体と火葬許可証があればという。これはどこの火葬場、全国どこでもそうなのですが、拒否できないという法律になっていますので、行った場合は、そういう区分けはあるでしょうけれども、受けざるを得ないというのは、法律上はそうなっていますので、そういうところでございます。

松本委員

テリトリーを聞いているのではなくて、予約をするとか何かあるでしょう。

（市民）葬斎場長

この辺の予約がどうかということについては、ちょっと私も確認していないものですからわかりません。

松本委員

そういうのを確認して、そして札幌市とも協議して、それで、そういう近隣の町会とか、あるいは企業とか組合にぐらい広報活動はできないのですかね。勝手に自分たちで聞けということで終わりですか。

市民部次長

広報の件なのですが、うちの広報公聴課の方ともその件につきましては話してきたのですが、札幌市の施設について小樽市の広報でPRをする、啓発をするというのはちょっとなじまないということになりました。

例えば札幌市が積極的に小樽市の広報の下のコマーシャル欄を使ってPRすることはあり得るのだと思いますけれども、それはちょっとあまりにも冷たい答弁ですので。その件につきましては総連合町会長から私どもの方に問い合わせがありまして、内容を調べまして話をしておりますので、できましたら錢函の総連合町会として町民の方にPRいただければというふうに答えております。

松本委員

わかりました。

不法投棄監視パトロールについて

それでは次、環境部です。すぐその札幌と小樽の境界地域、毎年非常に不法投棄が多い。春になるとそれを処分するのにいろいろ環境部も苦労なさっておられるのですが、もうちょっと雪がすっきり下がってきたらもう何か大型ごみが顔を出してきたような、大分あるなという兆しが見えてきました。それで、年間通じてその監視体制、環境部としてそういう不法投棄に対する監視体制、これは年間通じてどのようにやっていますか。

（環境）管理課長

環境部で行っています監視パトロールなのですが、4月から11月の間に監視パトロールを行いまして、そして巡回と、あと投棄されたものを投げた人間、その特定のための調査、それと回収をその期間行っています。あと、先ほどおっしゃってました錢函地区の清掃の関係もあるのですが、年2回なのですが、あそこに張りついている工業団地の方々を中心として清掃活動をやってございまして、私どももその中でお手伝いさせていただいております。金額的な部分も出したり、車の部分の経費を出したりしているのですが、年2回ほど春と秋にやっております。ですので、巡回、監視パトロールとともにそういう活動もやっているということでございます。

松本委員

4月から11月まではパトロールしているということは、冬は全然やってないということですよ。それで、あそこにカメラ2台、札幌と小樽の境界線のあの辺にカメラを2台設置したと、前、テストケースで設置したと。2台だけでも1台はダミーでおどかしで、1台は写っているのだということだったのですが、あのカメラはどうしましたか。

（環境）管理課長

ちょっとまず、その11月までで冬場はという話を一つしておきたいのですが、なかなかその冬場は、雪が降るものですから、その雪の下に隠れましてなかなか作業的に効率性があまりよくないということでもって、4月から11月、雪降る前まで回らせていただいているところです。

それと、監視カメラなのですが、私が来る年ですから、その前の年、平成15年度ぐらいにその監視カメラを試験的にやったところなのです。ただ、そのときに、確かに犯人といえますか、たまたまその1回写っていたのですが、その画像が分析能力といえますか、画像自体があまりよくないカメラなものですから、そのカメラをなかなか、NTTが何かちょっとレンタルといえますか、貸していただいた中でもって試験的にやらせていただいた部分があるものですから、そういうことをやったことはございます。ただ、監視カメラを設置すると、なおかつ夜間も対応できるような監視カメラを例えば設置するということになりますと膨大な費用がかかるものですから、その辺で費用対効果等を考えまして、今のところは見送っているという状態でございます。

松本委員

そういう不法投棄が非常に多い、ますます増えるのではないかとというようなときに、たまたま今回PSE法、電

気用品安全法が5年の猶予期間が終わって、この4月1日からいよいよ始まる。PSE法については、これ経済所管だろうから深くはあれしませんけれども、5年以上前に製造された中古家電、テレビ、冷蔵庫、洗濯機などの259品目が売買できなくなるということなのです。そうなると、ますますこの中古家電が大量に廃棄されるのではないかなということが危くされるわけですが、この中古家電、大型ごみが今後どのような、このPSE法が発令になって実行されたら、環境部として、大型ごみがどのように増えるのか、どうなるのかという予測、そういうことは何か考えていますか。

（環境）管理課長

電気用品安全法についてでございますけれども、これ自体は、委員がおっしゃるとおり、経済部の関係が所管しているのから、私もその中はそれほど詳しくはございません。それで、新聞報道の範囲を超えないような状態なのですが、これの中古品の部分にPSEマークをつけなければ販売できないのかどうかを、中古品を含めるかどうかという問題が何かあるみたいらしいのですが、もしそれが含まれているということになれば、恐らくその中古品は相当数の不法投棄とか、そういうふうに戻る懸念が出てくるのではないかなと私もは思っております。そういう部分に対しまして、家電リサイクル法施行時もそうなのですが、テレビだとか大型の電化製品等を捨てられる、洗濯機等を捨てられる部分があるのですが、いかにせんなかなかこれテレビに名前を書いている方というのはおられないものですから、なかなか犯人の手がかりは現状としてつかめない状態でございます。ですから、そのPSE法といいますが、今度施行された部分の中古品も含めて出てきたときに、なかなかその家電の部分、電化製品は難しいのではないかなと思いますけれども、うちの方で、先ほども言いました4月から11月の間、監視パトロールが回っておりますので、そういう中で監視自体を強化していくしかないのかなというふうに考えているところでございます。

松本委員

不法投棄は次に聞こうと思って、今、ごみが環境部としてどのようなシミュレーションで増えるのかなのかということを知りたいのです。

（環境）管理課長

先ほど言いましたように、どのぐらいの数が、はっきりちょっとまだわからない部分がございます、これ自体が中古品を含めて、それが廃棄物の方に回ってくるのだということになると相当数だと思いますけれども、ただ、それを具体的にどのぐらいのトン数があるのかということは私もちょっと承知してございませんので、それはちょっとわからないという状態でございます。

松本委員

どちらにしても、最初に戻りますけれども、不法投棄、これがPSE法、それになったらますます増えるのではないかと思いますので、監視体制を、今の状態でも増えるのだからもっと強化しなければだめなのではないかなというふうに思いますので、今後の環境部として、不法投棄に対する監視体制の意気込みをお伺いして終わりにします。

（環境）管理課長

この不法投棄に関しましては、実は昨年度までは1チームだけでもって監視体制を行ってました。今年からは2チーム編成でもって監視体制をやっています、そういった中で、例えば昨年度であれば6件程度ぐらいしか犯人逮捕といいますが、犯人を特定することができなかったのですが、今年度は20数件ほど、犯人といいますが、その捨てた方を特定していると。そういう努力を一つ一つ積み重ねていくしかないのだろうと。この問題自体がすべての自治体において恐らく頭を抱えている問題の一つだと思います。そういう中で、我々としては、地道に一生懸命努力をしていくしかないのかなと考えているところでございます。

横田委員

生活保護について

生保についてお聞きをいたします。先ほど大畠委員、小林委員からるる質問がありましたので、一部重複するかもしれませんが、資料もちょっと使わせていただきながら質問します。

まず、小樽市の世帯数、人員は出ておりますが、これはその道内主要都市の、あまり小さい都市は別としまして、道内主要都市の人数でやるとちょっと比較になりませんので、指数といいますかパーミルというか、ございますので、保護率でいくとどのぐらいの、何番目ぐらいにランクされているのかお聞かせください。

（福祉）保護課長

北海道の方から毎月保護状況の速報が参りますので、それでちょっと説明させていただきます。平成18年1月末現在でございますけれども、一番道内で保護率が高いのは釧路市の41.2パーミル、2番目が函館市で37.8パーミル、次が小樽市で34.5パーミルと、小樽市は道内主要都市で3番目ということになっています。

横田委員

ベストスリーですね。全道の平均はどうか。全国もわかれば、全国ちょっと言っていなかったのですけれども、全道がわかれば。

（福祉）保護課長

全道は23.7パーミルですが、全国の場合、平成16年度の平均で11.4パーミルという数字になってございます。

横田委員

パーミルというのは、1,000人中何人かということですよ。パーセントにすると小樽は3.449ですか。今お聞きしましたように、全国は多分今10数パーミルだと思うのです。全道が23.7パーミル、それより10ポイント以上多いのが小樽の34.5パーミルです。この辺の保護率が多い理由といいまじょうか、分析をされていると思いますので、単に高齢者が多いとかそういうことになるのかなと思いますが、その辺ちょっと保護課の方で御見解は、どういうことでその小樽の保護率が高いのかということについてはどう分析しておられるかお聞きします。

（福祉）保護課長

委員のおっしゃるとおり、一番は小樽市の高齢化率の高さだろうと考えてございます。それとあと、バブル崩壊後、長引く不況で小樽市の雇用条件は今のところ最悪状態で、ハローワークの調べを見ますと、平成18年1月現在で、全国は有効求人倍率が1.06倍なのですが、小樽の場合は0.51倍ということで全国の半分以下の有効求人しかないということで、そういうことも、なかなか働きたくても働けないというこの状況の中では、先ほど大畠委員の御質問にも答えさせていただきましたけれども、働く能力、稼働能力はあるのだけれどもなかなか働き口がないということで、逆に言うと、こういう保護率の高さに結びついているのかなと考えております。

横田委員

ちなみに、10年前、平成7年度の支給の世帯数、人員、それから保護率、それから当時の支給額、扶助費といいたまじょうか、支給額をお知らせください。

（福祉）保護課長

平成7年度というのは、ちょうど保護率が一番底入れした年でございまして、そのときの小樽市の世帯数は2,449世帯、保護人員は3,712名、保護率が23.4パーミルという数字になってございます。それから、扶助費でございますけれども、平成7年度のときは63億2,200万円程度の額になってございます。

横田委員

10年間で、今の数字をお聞きしましたところ、現在四千八、九百人ですが、3,700人ですから千二、三百人が増えているということですね、増加率を計算すればわかりますが、相当な数だと思います。それから、保護率も23パーミルだったのが10ポイント以上ぐらいが上がっているということで、非常に急増という言い方はどうかかわからない

ですけれども、増えていると思うのですよ。今、最後に言われたように、支給額も63億円から今81億円、20億円まではいきませんが18億円ぐらい上がっている。先ほど大島委員の方から、生活保護に関しては優しく、しかし厳しくという御意見がございました。私も全くそのとおりだと思います。決して弱者に生活保護費を出すということではなくて、私がいろいろ聞いている範囲では、本当にこういう方に出していいのかなという事例も何点かお伺いしております。それから、小樽が3位ということについて、生活保護を認める基準というのが緩いということはないのでしょうかけれども、これもどこかの市町村から小樽に来ると生活保護を受けやすいという、これはそく聞というか、うわさですけれども、現実にはそうでないのかもしれないけれども、そういう話も聞いています。

そこで、ちょっと事例を一つ二つ挙げますと、今、家電リサイクル法の話がありましたが、ある電化製品を業者が売ったと、その電化製品自体、パソコンですけれども、これ仕事をするためにパソコンを習得してやろうということであれば、これは生活保護を受けている方でも購入されてもいいというようなことをちょっと厚生労働省のホームページで見まして、しかし、使用している内容は、ほとんど趣味といいたいでしょうか、娯楽で使用しているのが中心。その支払をちょっと後にしてくれと、先延ばしにしてくれと言われて理由を聞いたときに、私は生活保護を受けているのだけれども、来月は釣りのリールを買ったのでそれを支払うので、来月分はだめなのだということがあったそうです。それと、小林委員からもありましたが、アルバイトをしに行くのに営業車を使っているという、それも同じ会社を電話で呼ぶので運転手たちの間で話題になったというようなことで、社内で保護の話もされたようであります。それで、運転手たちがおかしいなという話をいろいろなところで飲んだときなんかにするわけです。それでちょっとおかしいなということもありました。そのほかにも例はございますけれども、少ない人数、39名のケースワーカーですね、それで4,000、5,000人近くを一々あれするのは大変かと思いますが、保護課としてどういうシステムで、仕組みで、不正受給とは言いません、そこまでいかないでしょうけれども、そういった方々がおられることを把握されているのか、そして把握した場合にはどう対処されているのかをちょっと聞きたいと思えます。

(福祉)吉岡主幹

生活保護を申請されまして開始になるときに、生活保護についての仕組み、それから権利、それと裏返しにありますが義務については、先ほど説明いたしました法の趣旨を簡単に言葉にかえて読みやすい形にしたしおりを基に各世帯に説明しております。開始後に39名と言いましたけれども、1名相談室の主査が入っておりますので、実際には38名で地区ごとに生活保護の世帯を分担して持っております。

それで、訪問間隔なのですけれども、一番問題の多い世帯につきましては毎月1回、ですから年12回です。以下、その問題、その状況の頻度が薄まるにつくまして、訪問の頻度も間隔も開いてきます、2か月に1回、3か月に1回、4か月に1回、そして6か月に1回、病院に長期入院されております世帯ですとか、介護施設に入っております世帯ですと1年に1回とか、そういうふうな訪問の区分によって、A、B、C3、C4、D、Eという6段階に分けて、年間の計画を立ててケースワーカーが訪問しております。その訪問したときに、生活保護が開始になった時点で私どもが御本人から見せていただいて、聞かせていただいた内容がどう変わっているか、その方々が現在もどという問題があって生活保護が必要となっているのか、あるいは、もしかしたら必要となっていない状況にも来ているのか、それはその生活実態を把握するためにその世帯に行って、自宅にお邪魔しまして、中を見せていただいてお話を聞いて、そして把握していきます。その中で、生活上の義務という言い方をしますが、こういう言い方をストレートにするかどうかは別としまして、生活保護は受けた方、その一人一人につきましては常に働ける方はその能力に応じて働いていかなければならないし、それから支出の節約を図る、つまり経済的に、お金を計画的に使って少しでも破たんしていた部分の家計を立て直していくという。そのほか、生活の向上をする、いろいろなところで、例えば自分の生活環境が衛生面で非常にだらしなかつたりしている場合、近隣からのトラブルがあるような場合は、そういうふうな生活面でも改善していただければその人の自立にも近づいていく、そういうふうな、いろいろな指導をしていきます。その中で必要な部分については、本人の理解を得るまで指導しますし、そこで本



人が理解できない部分については、場合によってはもっと一段厳しい指導を入れると、そういうふうな形で、常に本人の現状の生活実態が今の我々が保護として必要とする程度はどの程度のもを支給すればいいのかというところを、訪問の都度に記録として上げて、私たちはそれで必要だという部分で生活の扶助をしていく、そういうふうな仕組みで 1 年間やってきております。平均しますと、大体ケースワーカー 1 人当たり、年間で毎月行く世帯も、12 か月に 1 回行く世帯も含めまして、大体去年の統計ですと約 3.8 回、年間に行く形になっております。これがまず生活実態の把握の方法です。

その中で、御本人たちが生活に変動があったときに届出をいただくという部分で、御本人がまだよく理解をされていなかったり、あるいはまた別な何かがありましてこちらの方に届出するのが遅れたりして、そして、こちらが生活の実態の違う部分でしかまだ理解はされていないといったときには、これははっきり言って、何か情報をいただかないとわからない部分というのはございます。それは、例えば市民の方から一般常識で見ていたときに、この世帯は生活保護を受けているだろうけれども、このような生活費の使い方というのはおかしいのではないだろうか、あるいは委員がおっしゃいましたように、この人は働きに行っているのだけれども、それがタクシーを利用していると、そういう状況というのは生活保護を受けている世帯として負担できないはずなのに何か変ではないかというふうな、市民の方からそういう一般常識に合わせて疑問だとか、変だとか思われたことがあったとします。それは、個々の苦情といいますか、そういう情報として相談室に届きます。相談室の方ではそれを聞きます。そのときに、市民の方から、実際にそういう人がいるでしょう、だから私教えるのだと言ったときに、申しわけないですけども、いるいないということはお答えできません。ただ、一般的にそういうことがあったときに情報として聞きます。聞いた情報については、そのことで確認したことを情報提供者にお返しできないのですが、相談室を通じて、実際に個々の担当ケースワーカーの方にこういう市民からの情報があったということで伝わってまいります。その伝わってきた内容につきまして、実際に該当する者があれば、今度は私たちが個別に詳しくその実態があるかどうかを調べてまいります。そういう中で、現状がその情報どおり、私たちが教えていただいていた部分、そういう状況にあると、その状況が生活保護の受けていく中での要件に欠けている、何かにぶつかるといふ部分がありましたら、それは当方の、こちらからの指導になっていくわけです。その指導を通じて、その程度によりましてその生活を改善する部分で済む場合もありますし、若しくは、例えば既に働いているという状況があって、その働いた収入というものが生活保護の基準よりも高い収入でもう就労がされている方でありましたら、それについてはもう生活保護をする必要がないわけですから、当然自立していただくし、さらにその届出がなくて、うちが生活扶助費を出していた期間がもしあったとすれば、今度それは計算をいたしまして、それについてはこちらに返還していただくと、そういうふうな実際今度は問題が出てきます。実際そういうことは庁内の中で検討して、その期間、額について決めて、そして本人にはその旨履行していただいているという、そういうふうな状況で、一般的なその家庭訪問の中で、つかめる出し方と、プラスそういう以外の部分では市民の方からの情報提供を生かして、あわせて把握して対応していくというのが実態でございます。

横田委員

確かにプライバシーの関係がいろいろあるでしょうし、それから、大根本にあるのがその弱者救済ということで、なかなか厳しく、「こうせい、ああせい」というのは言いづらいといひましようか、「何だあいつ、鬼の横田」なんて言われたら困りますが、そういうことではなくて、冒頭申しましたように、助けなければならぬ人はそれはもう絶対助けなければならぬわけですから、仮にそういう方がおられれば、不正といひましようか、ちょっと基準に満たない方がおられるようであれば、それはもう是正していただかなくてはならないという趣旨で申し上げているわけでありませう。

函館市が、やはりその生活保護の方々の優遇制度というのがあるらしいのです。下水道料金の減免とか、高齢者・障害者対象の配食サービスの利用者負担の減免とか、し尿手数料の全額免除あるいはがん検診、7 項目ぐらいある

らしいのですが、これは、いろいろ生活保護を受けていない方との兼ね合いとか、不公平感があるということで、その制度を見直そうということで廃止の方向で今検討して、本議会に上げているようであります。本市で、その生活保護受給者に対する優遇制度というのがあればちょっと教えてください。

（福祉）保護課長

小樽市におきましては、上下水道の減免、それからくみ取り料の減免、その二つで、あとはNHKの受信料の減免等も相談窓口で行っております。

横田委員

上水道もですか。

（福祉）保護課長

そうです。上下水道の減免制度です。

横田委員

上下水道は、いわゆるその生活費というのかな、その一般の方々の、ということで定着しているということで、函館市なんかは保護費でなくて、いわゆる生活保護で支給している分に含まれているという考えで、優遇の制度はちょっとどうかというところで見直しを進めているそうであります。すぐ小樽がどうのこうのという話ではないですけれども、受給世帯の実質的な収入が、いわゆる一部の市民税の課税所帯の収入を上回っている、逆転現象というのですかね、そういうこともあるようであります、函館市では。函館市には申しわけないですけれども、小樽ではそういうことはないでしょうか。

（福祉）保護課長

申しわけございません。そこまでちょっと勉強しておりません。

横田委員

だんだんこれからも増える傾向にあるのかなという気はいたします。しかし、人口は減っていくという、先ほどの数字にもありましたけれども、10年前より人口は減っていったけれども、保護費は20億円近くまで増えているというのは、本当に正しくというか、税金の使われ方が本当にこれでいいのかなというお考えの市民の方も間違いなくおられるわけですから、その辺を、先ほどの平成会の御意見ともあわせて、これからの運用をお願いしたいと思います。部長に、最後に一言いただきまして終わります。

福祉部長

生活保護の関係でございますけれども、最低生活を保障すると同時に、その自立支援という自立を助長する、これが目的でございます。したがって、そういう意味で、その経費、当然重要でございますし、やはり一人一人が自立できることがやはり最大の目的でございます。そういう意味で、ただ高齢者の場合は、なかなか現実対応となりますと、自立まで至るといっては現実的には難しい部分もございます。そういう意味で、私どもいろいろな角度から一人一人といいたしましうか、1世帯1世帯その状況というものを十分把握しながら、やはり自立支援に向けた形でできるだけ、そういう分では、場合によっては保護から立ち直る、そういうところを目指して、私どもこれからも努力していきたいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

佐々木（茂）委員

家庭系ごみ収集委託の拡大について

環境部の方に、まず初めにお伺いをいたします。家庭系ごみ収集委託の拡大についてでございますが、委託の拡大ということですので、具体的な対策がどのように進むのか、そして現在どういうふうになっているのを拡大しようとするのか、この点についてお答えをください。

（環境）間淵主幹

先に現在の収集体制でありますけれども、まず、ごみ収集車につきましては、1日当たりの平均収集台数は直営8台、それから委託が8.8台。次に、資源物収集ですが、直営が2台、委託が9.15台となっております。合計では、直営が10台、委託が17.95台という中での、収集体制でございます。

次に、今後の委託化の計画でございますけれども、まず平成18年度でございますが、18年度当初から私ども家庭ごみの減量化、有料化の中でごみ量が相当数減っておりますので、直営収集車をまず1台減車することとなっております。さらに、18年度中には、北しりべし廃棄物処理広域連合の処理施設が試運転の段階に入りますので、この処理施設の管理業務部門等に廃棄物事業所職員の派遣を検討しておりますので、その件につきまして、現在組合と派遣の人数と、また、部署等についての協議を行っているところであります。その結果、18年度の後半にはなりませんけれども、相当数の直営車を委託化できるものと考えております。さらに19年度以降の体制につきましても、ごみ量の推移や、また、退職者等の出ることにも勘案いたしまして、18年度早い時期にさらなる委託化拡大の計画を立て、組合との協議を経ることにはなりますが、議会等にお示しできるようにしてまいりたいと考えております。

佐々木（茂）委員

今までも具体的な方法について御説明をいただきましたけれども、財政効果として、どのような効果が上がるのか。3年間でのいわゆる支出、それから委託化に伴っての人員費の減少等、どの程度見込まれるのか。

（環境）間淵主幹

まず、平成16年度の部分からいきますと、ごみといたしましては、直営は13台ありましたが、これは家庭ごみ有料化の時点でごみは8台になってございますし、今後の8台の減少を考えていきますと、人員費では約2億600万円ほどの人員費の削減というものを考えてございます。それから、委託の関係でございますけれども、委託も最終的に直営の部分を入れてまいりますと、これも現在委託の部分、逆に委託の部分は増える形になりますので、平成16年度、11台の委託でございましたけれども、将来的な形におきましては、この委託が27台ほどになりますけれども、その辺の支出を見ましても6,000万円ほど、平成19年度、20年度、21年度では財政効果としては6,000万円ほど見ておりますので、そのような中での人員費と、また委託の関係が生じるものかと思えます。

佐々木（茂）委員

3年度の財政効果、いわゆる支出では約6,000万円ぐらい増えて、人員費の減少という形の経済効果としては、単年度2億600万円という形でございますので、3年間で約6億2,000万円ぐらい削減されるような予定ということでございます。

地域住民グループ支援事業について

それから次に、地域住民グループ支援事業というのがあると思えます。現在どのような支援があるのか、お聞かせいただきたいと思えます。

（福祉）高齢・福祉医療課長

地域住民グループ支援事業でございますけれども、これは地域住民による自主グループがひとり暮らし高齢者に対して介護予防に資する事業を行う場合に、年間10万円を限度にしまして3年間を限度に助成をしていくということでございます。

佐々木（茂）委員

今のそのグループはどのようなところがあって、数はどのぐらいでしょうか。

（福祉）高齢・福祉医療課長

平成17年度では、一応4グループございます。

佐々木（茂）委員

その4グループの名前がわかれば、差し支えなければお聞かせいただきたいと思えます。

（福祉）高齢・福祉医療課長

まず、ミニデイサービスということで、機能訓練等々を行っているところ、これが1グループありまして、「ほほえみ会」というところがございます。それから、ふれあいサロンというところが2か所ありまして、これは「狸庵」というところと、それから「花園元気会」という2か所でございます。それからもう一つは、ストックウォーキングというものを主としてやっております「ストックウォーキングの会」の4か所でございます。

佐々木（茂）委員

わかりました。

次に、予算説明書の98ページの民生費の中なのですが、障害福祉費187万4,592円という項目があると思いますが、これについて前年の予算ゼロということで、今年新たにこの予算づけがされたものなのかどうか、この点についてお知らせください。

（財政）財政課長

これは、障害者自立支援法に基づきまして、今まで身体障害者福祉費、知的障害者福祉費と分かれていたものを廃止してここに集める。さらには保健所総務費についていた精神鑑定の費目もここに集めて一本化したものであります。

佐々木（茂）委員

わかりました。前年のいろいろなものを見ればよかったですね、そういう形の中での制度改正等の絡みで科目が変わったということでございますね。

国民健康保険会計について

次に、国民健康保険事業特別会計の累積赤字について一般質問をさせていただいたところでございますが、この中で、まず、いわゆる保険料算定に当たって、一般退職という言葉があるのですが、ちょっと私わからないものですから、まずこの言葉についてお聞かせください。

（市民）保険年金課長

国保の被保険者等などの市町村に住民票があるというか、そういうような方で、その中でも、政府管掌健康保険、まあ、社会保険ですね、社会保険とか共済組合、このような保険に加入している方、そして、その方に扶養されている方、生活保護を受けている方、このような方を除いた者が国民健康保険の被保険者となることができます。そのうちの退職被保険者というのは、長い間勤めた会社などを退職しまして年金を受けるようになった方、そしてその扶養家族、そのような方が適用される場合が退職者、そして、それ以外の部分を一般というような形の区分にしております。

佐々木（茂）委員

次に、平成17年の第3回定例会の補正で約3億9,000万円を、いわゆる繰上償還して、さらに赤字が28億円ほどあるわけですね。それで、この前にいただいた16年版の「国民健康保険の概要」でございますが、この中で、いわゆる滞納繰越分というのが目につくわけでございます。基礎部分介護保険、先ほども介護保険やらいろいろな形の中でも資料等もあるかと思うのですが、これらの中で、年度別の不納欠損の内訳、この中で無財産とか生活困窮、居所不明、生活扶助、本人死亡というふうな不納欠損の内訳があって、何と16年度の不納欠損は1万4,120件、しかも約2億7,300万円の不納欠損の状況でございます。この辺のことについて、どういう形でこの不納欠損が発生し、そしてどういう内訳なのか、その辺をちょっとお聞かせいただきたい。

（市民）和泉主幹

累積赤字がたくさんある中で、不納欠損が毎年2億7,000万円だという金額でどういうふうになっているのか。まず国民健康保険料、基本的には納期内に納入していただく、そうすれば問題はないのですけれども、ただ、そうやらない方がおりまして、年度を越えて納入していただくと、それが実は滞納繰越分というふうになります。これに

については現在も納入を続けていただいたり、あるいは納入していただくということでございます、今も請求しております。不納欠損というのはどういうことなのかといいますと、これらの納入義務者の中で、我々は納期が過ぎましたら、これは滞納処分をしなければならない、強制的に徴収しなければならないのです。ただし、無財産だとか、あるいはどこにいるかわからない者、生活保護を受けたとか、本人死亡したなどの場合はやむを得なくて、時効が成立した段階でこれは不納欠損ということで徴収をあきらめるといっているのです。ほかに、この生活困窮というのがございますけれども、滞納処分をやめる場合、滞納処分を執行できるような財産がない場合というか、あるいは滞納処分を執行することによって滞納者の生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき、こういうような場合については、これは滞納処分を停止するというふうになります。この滞納処分を停止している間にも時効というのが成立してきます。したがって、我々は、まず基本的には滞納のある者については全部納めていただきますと、そして、いろいろな事情を把握しますが、これらの押さえるべき財産がない、あるいはこれを過年度も含めて全部執行すると著しく生活がという場合については、これは滞納処分を保留して新たに滞納を増やさないような交渉をしながら解決していくというようなことを進めてきているわけです。これらのものが、要するに、前の無財産、居所不明、生活扶助、本人死亡等の理由以外でこれに該当するものについては、時効が成立したものをやむなく生活困窮ということで不納欠損させていただいております。

委員長

自民党の質疑を終結し、公明党に移します。

公明党。

-----  
秋山委員

市民部分室廃止について

市民部にお伺いいたします。

このたび市民部の分室が廃止されることになりました。これに伴って、廃止後の建物とかはどのような形で処分というか、処置されるのでしょうか。

（市民）男女平等参画課長

現在の市民部の建物につきましては行政財産となっております。これが4月1日から一般財産として契約管財課の方に移管いたしまして、その後につきましては、市全体として財政部とか総務部の方によりまして、活用方法については考えることとなっております。

（財政）財政課長

このたび出しました財政再建推進プラン実施計画の中では、遊休資産の売却ということで、平成18年度売却の方で示しております。

秋山委員

募集中ということで、まだ買い手はついていないということですね。

（財政）財政課長

まだ建物自体は、今、行政財産でございますので、売却の方向につきましては、4月以降にどのようなふうにやっていくか考えていくということです。

秋山委員

それで、今まで分室で行われていた事業が二つの施設の方に移動になります。それで、勤労女性センターの方に動く三つの部門なのですが、一つは男女平等参画課、それと二つ目、小樽市女性相談室、三つ目が男女平等参画推進プラザですね。これのそれぞれの部屋割りというのはどんな形になっているのでしょうか。

（市民）男女平等参画課長

男女平等参画課につきましては、現在の館長室、これを現在の事務室との壁をあけて、そこの中に入る予定でございます。それから、相談室につきましては、今まであその施設にありました浴室部分というのが2階にございまして、その部分を改築いたしまして、そこに入ります。それから、参画プラザにつきましては、現在もセンターの方で使用しております談話室の方は団体交流室として、それからまた、図書室の方がございますので、その方にプラザの機能を移すことで予定しております。

秋山委員

一つ目は1階、二つ目が2フロア、三つ目のこの参画推進プラザの方は何階になるのですか。

（市民）男女平等参画課長

3階になります。

秋山委員

実は、この勤労女性センターというのは、入り口で靴を脱いで、そしてスリッパに履き替えて利用されているのですけれども、この現状のまま、こういう形で進んでいくのでしょうか。

（市民）男女平等参画課長

4階までございまして、高齢の方とかの利用も多くて、中にはスリッパが相当不自由という方もいらっしゃるのですけれども、やはり清掃の関係とか、それから館内のやはり衛生環境を考えると、現状どおりで今進んでいくことで予定しております。

秋山委員

何回かあそこであった研修会とか会合に参加したことあったのですが、これ珍しいなとまず思ったのです。スリッパに履き替えて、あの細い階段を3階とかまで上がっていくという形。できることならば、やはり靴を履いたまま利用する施設にしたらいかかなと考えるのですが、難しいことなのでしょうか。

（市民）男女平等参画課長

やはり、あそこは放課後児童クラブとかもありますし、託児の方の施設もありまして、やはり外からのそのような靴を履くというと、ばい菌とかそういうような衛生面のところでもちょっと考えなければならないなというふうには今までは考えていた部分があるのですけれども。あと清掃の面で、今もかなりきれいにしていることで維持されてはいるのですけれども、これが土足で入ることによって、新しい施設ではないものですから、フロアが壊れてきたりとかそういう修繕の面でもちょっと逆に維持費がかかるかなという部分が心配されます。ただ、使用される方が高齢の方が多いので、みんなおっしゃるように不自由な面ということもあるので、これから運営委員会などで活用方法について毎年検討されておりますので、この中でちょっと諮ってまいりたいと思います。

秋山委員

今、放課後児童クラブを利用しているのでうんぬんというお話がありましたが、それはそれぞれの部屋の入り口で考えてもいいのかなと、そこまで靴を履いて行って、あとはそれぞれの上靴に取り替えてもいいのかなというふうに思いますし、やはり、かなり出入りも多くなるかと思うのです、一般の方も。そういう部分で、今、男女平等参画課長がおっしゃった方向性で利用しやすい施設に改善していかれることを望みますので、その件よろしくお願いたします。

子育て支援センターについて

二つ目、子育て支援課の方にお尋ねいたします。

地域子育て支援センター「げんき」が現在実施しております、地域の出張事業について、現状をお知らせください。

（福祉）子育て支援課長

奥沢保育所に併設しています地域子育て支援センター「げんき」でありますけれども、平成17年度につきまして、それが地域に出かけて行って、身近な場所で子育て中の親子に対して楽しく交流できる場、子育てについての相談と、あとは情報交換ができるような形をとるということで、富岡公民館と、それから長橋の共睦会館の方で夏と冬とそれぞれ2回ずつ、計4回出張させていただきました。夏の参加につきましては58組127名、それから冬の参加につきましては32組71名の参加がありまして、予想していたよりも多くの親子に御利用いただけたと、そういう状況であります。

秋山委員

この事業は継続を予定しているということなのですから、この会場を、区域を増やすという、拡大するというお考えはいかがなのでしょう。

（福祉）子育て支援課長

この出張事業につきましては大変喜ばれているという状況から、私どもとしては拡大をしていきたいと、そういう意向を持っております。ただ、地域の選定に当たりまして、当面は長橋と、それから山手の方へ話をつけてまいりましたのですけれども、このほかにも地域は確かにあるかと思えます。ただ、今回地域の町会の御厚意によりまして、町内会館の使用料を無料にさせていただいております。また、冬場の開催に当たりましては、使用料とあわせて、高騰の折、大変恐縮ございましたけれども、暖房料、それについても無料ということにさせていただいております。ただ、一定程度こういった形で御厚意に甘んじている部分もございますので、相手の方の御意向も確かめてみなければならないと考えておりまして、新年度に入りましてからになるかと思えますけれども、そういった総連合町会の方に働きかけというか、これまで取り組んでまいりました平成17年度の実績などを報告する中で、新たな場所の展開についても提案してまいりたいというふうに考えております。

秋山委員

この出張事業にかかわっている方々は職員なのでしょう、どういう方々がかかわっておられるのでしょうか。

（福祉）子育て支援課長

「げんき」の方からは保育士が3名来ております。それから、「げんき」の方で年2回ほど、子育て支援ボランティアを要請してございますが、平成17年度、2回ほど終わっておりまして、14年度の9月からの開催で通算で7回開催しているわけなのですが、これの登録人数がおよそ70名ぐらい、全市的な部分でおられます。実はこの方々からも地域でやりたいということでお話があったということも配慮してございます。

秋山委員

今、子育て支援課長がおっしゃったように、ボランティアの方からぜひこの事業を各町会でできたらいいなと、けれどもその町内、有料でなくて無料で御協力いただくという部分があるもので、なかなか厳しい面があります。でも、自分たちは、せっかくこの要請されたボランティアとして活動の場、輪を広げたいという声、かなり強い声がありまして、ぜひ小樽、一度にあちこちというのは厳しいでしょうけれども、広げていっていただきたいと考えておりますが、どうでしょうか。今後の、今年度二つのままでいくのか、頑張ってもう一地域ぐらい増やしていく構想なのか、再度お尋ねいたします。

（福祉）子育て支援課長

平成18年度の実施に当たりましては、本来の地域子育て支援センターとしての「げんき」本体の事業の見直しもいたしまして、できる限りそういった取組といたしまして、出かけていけるような体制を今検討してございますので、そういった中で町会の御意向も確認し、進めてまいりたいと考えております。

秋山委員

今ちょっとど忘れしたのですけれども、北海道としても関連したような事業というのはやっていませんでしたか。

（福祉）子育て支援課長

銭函地区で、昨年10月から実施させていただいております「あそびの広場」のことと思います。これも核となっておりますのは、地域の子育てサークルとそれから子育てボランティアがスタッフとして展開している事業でございます。

秋山委員

本当に、自分の地域でも子供ってどこにいるのだろうというぐらい少なくなってきた。でも、奥沢の「げんき」まで行くというのもまた大変だし、こういう事業がそれぞれの地域で行われていくということは、まちぐるみで大事な子供たちを育てるということにもなりますし、ぜひこの事業は拡大して行われていくことを望みます。この質問は終わりました、次は、保健所の方にお尋ねいたします。

銭湯いきいき健康教室について

小樽市で、今、「銭湯いきいき健康教室」という事業が行われております。今回の広報にすごく気持ちよさそうな写真が載ってございましたけれども、この事業の実施に至った経緯とその内容について、まず教えてください。

（保健所）健康増進課長

いきいき健康教室の経過と内容でございますが、こちらの方は、市内の公衆浴場が、いわゆる銭湯という施設が27軒あるのですが、そちらの方の浴場組合の銭湯の活性化とそれから保健所における健康づくりの啓発と、それを踏まえた形で実施をしているような状況でございます。それで、浴場組合、それから総務部の企画政策室が窓口となりまして、浴場組合と保健所の共催で実施をしている状況でございます。

それで、内容でございますが、こちらの方は、浴場がオープンする1時間程度ぐらい前に皆様に集まっていたいて、その中で健康講話、それから一部の健康相談、血圧を含めた健康相談、それをやりまして入浴してもらうという形をとっております。それで、入浴者というのですか、利用者で先着20名の方は無料という形でやることにしております、平成17年度に11件、11施設をやる予定で今実施している途中でございますが、18年度につきましては、残りの16施設について今回の状況を踏まえながら検討していくという形で聞いております。

秋山委員

平成17年度に行って、その結果というか、人の集まりとかの状況はどうなのでしょうか。

（保健所）健康増進課長

平成17年度につきましては、今この11件の予定のうち8件やっている状況でございますが、利用者の方は115人の方が利用されております。それで、浴場組合の方では、1施設当たり平均約15人程度を見込んで予定をしているということでございますので、115人を8で割ると、大体14人ぐらいの方がそれぞれの利用をされているということでございますけれども、ただ、その施設によって多少の多い少ないというのはあるような形になっております。

秋山委員

平成17年度は11件の銭湯で実施を予定していたけれども、8件でとどまったという、その理由はということなのでしょうか。

（保健所）健康増進課長

ちょっと説明が悪かったかもしれませんが、11件を予定しております、今のところ8件済んでいるということで、あと3件を今年度中にやる予定になっています。

秋山委員

実は、今回、何か所か広報に載ってございました。ある銭湯でお話を聞いたら、「人集めが大変なのだよね、うちはやりたくないのだよね」という感じ。それと、「お年寄りほとんど病院に通っているの、今さらおふろに集めて血圧をはかったってしょうがないから、うちはやらないのだ」という銭湯があったのですけれども、この趣旨が浴場組合を通じて何のためにやるのかというのが徹底されているのかなというのがちょっと疑問に感じたのです。



けれども、どうなのでしょう。

（保健所）健康増進課長

広報とか、それから報道関係にはいろいろ啓発をしている状況でございますけれども、利用者にとってはその1か所だけでなく何か所も利用される方ということも聞いているのですけれども、一つの浴場の活性化と言ったらおかしいのですが、そういう面ではいい行事ではないかと思っております。

秋山委員

浴場の活性化だけでなく、保健所が絡むからには違う目的もあって開かれているのでしょうか、やはり趣旨の徹底を再度きちんとされて、その人集めというのは銭湯が独自でやるようになっているのでしょうか。

（保健所）健康増進課長

いわゆる人集めということになりますと、それぞれの施設において営業努力というのですか、地域においての営業努力というのは一つの大事なことではないかと思っておりますけれども、浴場組合におかれましては、こちらの方からそういった啓発活動について連携をとってやっていきたいと思いますということで話したいと思っております。

（総務）企画政策室長

今実施の事業の方としては健康増進課長の方からあったとおりなのですが、実は、一つはやはり銭湯離れが続いているということもございまして、その辺は浴場組合の方とも協議をさせていただきました。ただ、私どもの方でも考えているのは、銭湯というのはもともと地域の一つの人の集まる核になっているという要素を持ってありますし、先ほどからいろいろな部分で出てきていますけれども、高齢化が進む、あるいは独居、あるいは御夫婦でも年齢のいった方というのが増えてくると。それで、確かに今、家の中にもそれぞれふるというのはあるわけなのですが、ある意味では、その地域の銭湯という場の中で、顔を合わせてそこでいろいろな話をしてもらう、あるいはこの冬場であっても家にこもりがちにならないで外に出てきていただくという、そういったその銭湯の地域の役割といいますが、そういった部分も含めて今回この事業を立ち上げてみたわけなのです。今、健康増進課長の方からありましたとおり、確かに数人しかいらっしやなかったというところもございまして、上限20人ほど予定していたのですけれども、20人を超えるところというのもございました。それで、基本的には銭湯の事業なものですから、今年度この11か所でやった経験なり経過なりというのを再度浴場組合の方ともまた話をしまして、改善すべきところ、あるいは地域にどういう形でお知らせすることが皆さんが来やすくなるのかという、そんなことも含めながら進めていきたいと思っております。

秋山委員

確かに地域の銭湯というのは、自宅にふるもあるのですけれども、すごくコミュニケーション、近所の人のかかり合いが深まる場でもあるのですね。引きこもり対策にもなるし、大変な中出かけて行って、ふるで倒れられたら困るけれども、違う意味で、前向きにとらえて、これはいいことだなと感じたものですから、今回の広報の表紙を飾っているようないい顔のお年寄りが増えていくように、また今年度もしっかりした形で続けていっていただければと思います。

高橋委員

小樽市畜犬取締り及び野犬掃とう条例について

保健所に伺います。

犬の関係ですけれども、犬の取締りについての条例があります。この条例の制定時期と目的について教えてください。

（保健所）生活衛生課長

小樽市畜犬取締り及び野犬掃とう条例についてでございますけれども、制定の時期は昭和28年11月25日ござい

ます。その当時は、国内でも狂犬病がまだはやっていた時期でございました。放し飼いによるかみつ事故、これが社会問題化しておりまして、飼い犬が人畜、人とか家畜ですね、このようものに害を加えることを防止するために犬をつないでおく、それと実際にかみついた犬をどうするかというふうな、その措置を規定する必要がございました。そのようなことを背景に、人畜への被害防止、住民の安全保持を目的とした条例が制定されたものでございます。

高橋委員

条例を見ますと、全部改正ということで、平成 4 年全部改正になっているわけですが、以前の条例とこれはどこが違うようになったのでしょうか。

（保健所）生活衛生課長

この部分は、今、旧前の部分は蓄犬取締り、要するに狂犬病予防の関係を含めて、蓄犬による加害防止、この部分が焦点でございました。この平成 4 年度全部改正のときには、罰則規定の見直しが全道的にございました。そのときに、今までの条例に加えて環境汚染させる行為等の禁止ですとか、あと係留の方法、そこら辺を明確化させまして、今の、どちらかという犬の正しい飼い方についての条例というふうな改正になっております。

高橋委員

この条例の第 2 条に用語の定義があるわけですがけれども、第 2 項に野犬というのがありますけれども、私が子供のころは野犬はいたのですけれども、現在小樽市内に野犬というのは存在しておりますか。

（保健所）生活衛生課長

野犬については、飼い主のいない犬ということなのですけれども、実際には野犬化した問題を起こすような犬はおりません。たまたまはぐれてしまった犬とか、捨てられてしまった犬が一時的に放浪していることはございますけれども、本来の野犬はおりません。

高橋委員

小樽市内の犬の数ですけれども、平成 16 年度の頭数、それからここ数年の推移、これを教えていただきたいと思っております。

（保健所）生活衛生課長

犬の頭数についてですけれども、狂犬病予防法の中で、飼い主が自分の愛犬に年に 1 回予防注射を受けさせなければいけないというふうな決まりがございます。こちらの頭数で説明させていただきます。平成 16 年度が 4,815 頭です。それから過去 5 年間、12 年度から追っていきますけれども、平成 12 年度が 4,992 頭、平成 13 年度が 4,894 頭、平成 14 年度が 4,904 頭、平成 15 年度が 4,774 頭でございます。

高橋委員

微減というか、横ばい状態ですね。それで、条例の中に第 5 条捨て犬の禁止というのがあるのですけれども、飼えなくなった犬の処理、これについてうたわれているわけですがけれども、現状はどういう状況なのか教えてください。

（保健所）生活衛生課長

処理でございますが、処分というふうな形になるのですけれども、平成 16 年度でいきますと、処分された犬については 43 頭でございます。

高橋委員

それで、その処理についてはどういう状況なのか、何か里親制度みたいなをつくったとか、それからどうしてもだめなものは処理しているみたいですがけれども、その状況を教えてください。

（保健所）生活衛生課長

処分なのですけれども、処分の場合には犬が不要犬、あと捕獲等でございますけれども、それを極力里親を探す

ような形、それをやっております。その上で、やむなく処分、処理というふうな形になってございます。

高橋委員

もう少し詳しく聞きたいのですが、例えば保管期間だとか、年間に出てきたその犬の里親に行く率、どのぐらい、半分ぐらいは行くのだよとか、半分は処理されてしまうのだよとかという数字はわかりますか。

あとでいいです。

（「済みません。用意しておりませんでした」と呼ぶ者あり）

それで、次に行きます。

第4条蓄犬の飼育等ということでいろいろ規定がありますけれども、これについてちょっと説明をしてください。

（保健所）生活衛生課長

第4条の蓄犬の飼育等でございますね。こちらの方は、飼育者が守らなければいけない事項ということで、蓄犬が人や何かに危害を与えるような飼い方をしてはいけません。また、人が飼育する場所を清潔に保たなければならぬ。あと、他人の土地ですとか、そういうふうなものを汚すような行為をしてはいけないというようなことになっております。

高橋委員

要するに、人に迷惑をかけないという内容ですよ。それで、非常に最近問題になっているのが犬のふんの問題です。特に、公園ですとか大きな緑地ですとか、そういうところには各地域でも非常に問題になっているわけですが、こういう条例が、当然マナーの問題ですから、当たり前の話なのですから、非常にそのマナーが悪くて人に迷惑をかけている、そういうことに対して保健所に苦情がいつているかと思えます。どのぐらいの件数がいつているのかその内容も含めて説明をお願いします。

（保健所）生活衛生課長

犬の苦情については、年間大体100数十件ございます。その大体6割から7割というのは、犬の放し飼いによる苦情、また、その中に今おっしゃってございました、御指摘のあったふんの始末ですね、そこら辺の部分も10件から多いときで30件ぐらいございます。

高橋委員

その苦情が来た場合には、保健所としてはどういう対応をとっていますか。

（保健所）生活衛生課長

保健所では、苦情が参りましたら、その都度現地を調査して、飼い主がわかるもの、それについては、例えばふんをしている飼い主、相手方がわかる場合ですね、その場合にはそちらに行きまして直接指導若しくは、これに従わない場合は、条例違反ということになります。また、特定できない場合なのですけれども、そういう場合には、広報車でアナウンスをしたり、又は付近への回覧、それとあとは機会を見て広報誌等で啓発をしております。

高橋委員

その対応について、効果はどのぐらいありますか。

（保健所）生活衛生課長

効果ということでございますけれども、これは実際には飼い主のマナーに頼る部分が多いのですけれども、実際に苦情のところには、苦情が寄せられる間は行きますので、必ず改善されるまで対処します。そのような形をとっております。

高橋委員

これには罰則規定があるわけですが、罰則規定の内容について、簡単に結構ですので教えてください。

（保健所）生活衛生課長

具体的には、ふんや何かをして、それを現場で指導するようなことになります。こちらの方で指導して、それに

もかかわらず改善されなかったような場合、そのような場合には罰則規定がございまして適用されることがございます。

高橋委員

それで、その罰金までいったケースというのは今までありましたか。

（保健所）生活衛生課長

ございません。

高橋委員

最近よく言われるのですけれども、対応がやはり優し過ぎるのではないかという意見があります。それで、まじめにそのふんの処理をしている飼い主がたくさんいる中で、本当に一部の人がこういう状況にいるということは、非常に憤慨をしているということなのです。要望としては、例えば公園の入り口とか、それからホームページもそうですけれども、この罰則規定が入った案内や広報、そういうものが私は必要なと思っています。というのは、私も罰則規定についてはわかりませんでした。罰則まであるのかなというふうに思ったのですけれども、これについて、やはり抑止力を含めてもう少しその啓発活動というか、さっきの公園の看板も含めて、看板、ホームページ、広報などを通じてもう少し具体的にやっていただきたいなというふうに思いますが、いかがですか。

（保健所）生活衛生課長

場所によりまして、掲示等をしている公園がございます。その中には罰則についても触れるようにはしておりますけれども、まだまだ至らない部分があるかと思しますので、その辺を検討してまいりたいと思います。

高橋委員

ぜひお願いしたいと思います。

委員長

公明党の質疑を終結します。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。